

知的障害者の権利を
みんなで護る社会を
めざして

Panda-

Protection & Advocacy Japan

ぱんだJ

FEBRUARY
2008

No.2

成年後見

特集1

私、後見人にな
りました。

特集2 施設で暮らす人の後見

「誰かがやらんといかん」
地域福祉サポーターたちの取り組み
お母さんの「遺言」ビデオ

権利擁護

特集

性被害を許さない！

ステージ編集委員が「だいすき!!」に出演！
コラム 映画の中の障害者





「ぱんだJって何ですか？」

アメリカには各州に障害者の権利擁護機関があります。

Protection & Advocacy といいます。

略してP&A → P a n d A → パンダ……

「J」ってのは、J a p a n 。

アメリカのぱんだ（P&A）は、障害者の権利侵害に対する相談や調査、政策提言などを行っています。議会に対するロビー活動やメディア対策や司法への提訴など障害者をまもるためならば何でもやる機関です。

日本にはそんな機関はありませんが、あったらいいなあと思い、なくてもこうした活動をしていかねばと思います。

そのためにはもっともっと大勢の人に知的障害者の権利擁護や成年後見について関心をもってもらわねばなりません。

だれでもわかる、すぐに役立つ、読んで楽しい——

この情報誌「ぱんだJ」はそんなコンセプトでつくりました。





特集 **成年後見** ……2

①野沢編集長インタビュー

私、後見人になりました。 ……3

別府数人(被後見人)+大塚めぐみ(後見スタッフ)

「誰かがやらんといかん」
 地域福祉サポートちたの取り組み
 太田敦子 ……6

お母さんの「遺言」ビデオ 太田敦子 ……10

②杉浦ひとみ弁護士レポート

施設で暮らす人の後見

社会福祉法人みずき福祉会
 「八王子平和の家」の取り組みから ……12

写真・角田 武

よくわかる! 親のためのテキスト ……20

育成会プロジェクトNEWS

親向け・本人向け
 権利擁護・成年後見ワークショップモデル研修会報告
 戸枝陽基/堀江まゆみ ……24

だれにも聞けない
 成年後見の疑問に答えます ……27

特集 **権利擁護** ……30

性被害を許さない!

性被害の事件・裁判から見えること
 太田敦子 ……31

「ストップ! 性被害」ワークショップ

「自分で守る」性被害にあわないために
 セルフ・アドボカシーに向けて 堀江まゆみ ……35

日本の動き

ユニバーサル社会促進法に注目!

野沢和弘 ……38

世界の動き

画期的な国連の上海ワークショップ

長瀬 修 ……40

障害者の事件・裁判NEWS 関哉直人 ……42

知的障害者の判例百選 大石剛一郎/関哉直人 ……44

コラム **親図鑑 続・永田町編** 野沢和弘 ……48

きょうだいのホンネ 上杉健太郎 ……50

コラム **そう思うのは私だけ? ある行政マンのひとりごと** 又村あおい ……52

みんなのモノづくりコトづくり ……53

ステージ編集委員が「だいすき!!」に出演! 羽村 龍 ……54

コラム **映画の中の障害者** 佐藤 進 ……56

ルポ・アートな生活

アーティストたちのはこぶね

アトリエインカーブ 武居智子/写真・角田 武 ……58

この国の福祉はどこへ 野沢和弘 ……62

編集後記 ……64



特集

成年 後見

ポップな感じの後見人がいたっていいかもね。
親亡き後のわが子を誰に託すか……と
思い悩んでいる人には響きを買うかもしれないが
青春を謳歌している障害者には合うかもしれないよ。
若すぎると思っても、まじめでしっかりしているかもしれない。
周囲の仲間を支えられながら、一緒に成長していくのも悪くはない。
いろんな後見人がいて、いろんな形で障害者を支援する。
いまは、そんなチャレンジをもっとしていいと思います。

野沢編集長インタビュー

にこにこ笑って、大きな体の男性がベッドにちょこんと座っていた。愛知県半田市にある「セブンハウス」。知的障害者のケアホームである。男性の名前は別府数人さん。昼間は喫茶店「なちゅ」で働いている。

別府さんのお母さんは3年前に亡くなった。末期のがんにおかされているのが分かったとき、この世に残していく息子への思いを語った姿がビデオに残っている。おだやかな顔だった。悲しみも絶望も見せずに、淡々と語る様子を初めてみたとき、胸の深淵に光が差し込んでいくような衝撃を感じたものだ。

残された息子が、いま、私の目の前にいる数人さんである。お母さんの遺志を継いで、NPO法人「地域福祉サポートちた」が法人後見を担っている。そのスタッフの一人が大塚めぐみさん。大学を出て1年目の23歳だ。

いつかは誰だっこの世に別れを告げる。障害のある子を残していく不安や絶望に親はさいなまれるものだ。別府さんのお母さんだっ顔にこそ出さなくても、決して例外ではなかったはずだ。しかし、それでも息子は生きていく。

天国にいるお母さんは、この可愛らしい後見人をどんな目で見ているのだろう。

別府数人さん

後見スタッフ
大塚めぐみさん



私、後見人になりました。

私、後見人になりました。

——きょうはよろしくお願いします。
大塚さんは後見人になりたくて、障害者福祉の世界に飛び込んだと聞いてきました。出身はどこですか。

大塚 静岡県島田市です。

——どのような経緯で「サポートちた」に就職したのですか？

大塚 日本福祉大に在学中、ゼミで地域福祉計画とか制度の研究をしていたんですが、実習とかで制度外の勉強をするようになって、むしろそういうのが大事だと思うようになったんです。4年生になって、就職をどうしようかなあ、と。NPOを見てみようと、「サポートちた」のバスツアーに参加したんです。愛知県知多半島にあるNPOの活動を見るツアーで、「サポートちた」の今井友乃さんと出会ったのがきっかけです。

——今井さんの第一印象は？

大塚 普通の主婦(笑)。でも、元氣だなくと。今井さんから「サポートち



編集長 野沢和弘

たに來ない？」と。成年後見をやっている、社会福祉士の資格をもった人がいた方がいいということ。

——すぐに決心を？

大塚 やってみよう、やってみよう！と思いました。こういう人に付いて行けば、自分は絶対に成長できると思っただ。なんかモヤモヤしたものを将来に感じていたんです。

男くさかった、グループホーム

——別府さんとの出会いは？

大塚 「サポートちた」に就職したのは07年春で……。

——まだ1年も経ってないんですね。

大塚 「サポートちた」は知的障害者の法人後見をしていて、その一人が別府さんなんです。今井さんが月に1度別府さんを訪ねるので一緒に付いて行きました。高齢者のグループホームは知っていましたが、別府さんが暮らし

ていたグループホームは普通のお家でした。

——グループホームといっても高齢者のはもっと多人数で、建物もミニ施設みたいなところが多いですからね。知的障害者のは一般民家を借り上げて、3人や4人で暮らしていたりしますから、普通の家みたいですよ。

大塚 暮らしていたのは全員男性。へ

ルパーも男性。男くさいんです。(爆笑)

——別府さんは初めて大塚さんを見たとき、どう思いました？

別府 ……初めて、見た。4月……。

——きれいな人だな、なんて？

別府 ……(笑)。

——誘導質問してはいけませんね(笑)。

大塚 ちらちら見るんです。ホームに



「サポートちた」後見スタッフ 大塚めぐみさん



別府数人さん

来る女性といえ、お母さんや今井さんしかいなかったし。

市川 みんな大塚さんが来るようになって喜んでるんです。ナンパするように話しかける人がいたり、後を付いて回ったり(笑)。

大塚 気がつくとな隣に座っていたり(笑)。

——どのくらいの頻度で訪れているのですか？ 後見人としてはどんな仕事を？

大塚 月に一度、15分から長くて1時間くらいです。まず、元気かどうか、困っているところはないかを見ます。いろいろ話しながら、仕事はどうか、困っているところはないかという

ことを聞きます。

後見人とは「影」のようなもの

——サポートたちは現在、何人の後見をしていますか？

大塚 6人です。別府さんは後見ではなくて保佐なんです。

——大塚さんにとって、後見人とは何ですか？

大塚 う〜ん、「影」だと思います。表にはあまり出ないほうがいい。障害のある人が普通の日常生活を送っているとき、後ろから見守っているのが後見人。目立たない方がいいと思います。

——別府さんは、大塚さんと会ってよ



別府さんの生活をサポートしている「社会福祉法人 むそう」の市川達也さん

かったことは何ですか？

別府 何ていうかな、お話を聞いてもらう。ソフトクリームとかアイスクリームとか……。

大塚 夜、コンビニに出かけるときのことです。ヘルパーさんと散歩してコンビニでアイスを買うと言っています。いっぱい食べると太っちゃうよ、というような話をするということですね。

——ほかにはどんな話をするのですか？

大塚 いろいろ。

——なかなか若い女性と話をすると、あんまりないもんね(笑)。

別府 男性……女性……。

市川 たまには来てほしい(笑)。

——本当のことを言ってもっと来てほ

しい？

別府 そうだなあ、7、8人。誰か……。

——7、8人？

別府 みんな女のヘルパーさん……。

——女のヘルパーさんが7、8人来てほしい？ 後見人じゃなくても(笑)。

知られていない後見人

——大塚さんにとって一番大変だった仕事は何ですか？

大塚 銀行口座の名義変更とか、そういう手続きに、向こうの人(銀行員)が成年後見制度を知らないで、まずその説明から入って、私が何者なのかということの説明しないといけない。実際に手続きするまでが時間がかかるのです。手続きした後、これでいいのかということになって、「もう一枚書いてくれ」「もう一枚書いてくれ」とか、もう何ヶ月もかかる。法人後見なのでなおさらです。まず、私が本当にその法人の人間かということで、私の保険証を見せたり。その証明に時間がかかる。だいたい、NPO自体がまだ分かってもらえなかったり(苦笑)。ちゃんと登記されている団体であるという書類を出し、その後にその団体の職員なのだという書類を出して、だから、書

類だらけで。

——口座名義の本人じゃない若い女性がお金を引き出ししたりするわけですからね。

大塚 窓口では全然話が進まなくて、「上に相談しないといけないので」とか言われて、結局、深く話をするのは支店長代理とか、上の人と直接ですね。それでも、その支店で解決できないので待つてくれ、とか。

——福祉の仕事じゃないですね（苦笑）。まだ後見制度のことが知られていないので、社会を啓発して変えていかなくてはいけないのですね。

大塚 自分のこともできないのに。自分で銀行行って定期をつくるということもしていないのに（苦笑）。

——大学生のころはあんまり必要ないですからねえ（笑）。

大塚 市役所の福祉課でさえそうですよ。だいぶ最近はよくなりましたけれど。住民票を取ることも難しくくて。

今は本人確認にどれだけ時間が取られることか。社会保険事務所なんかもう。軽くケンカになります（笑）。

普通に過ごしていいってほしい

——ところで、別府さんのお母さんは直接会ったことはないんですね。お母さんはガンで亡くなりましたが、余命いくばくもないことが分かったとき、今後のことをいろいろ話している様子がビデオに残っているのですよね。障害のある息子をこの世に残して逝くことへの思いを語っている。それを見たとき、どう思いましたか。

大塚 すごく責任のある仕事だと思えました。後見人として、いい意味で重く受け止めました。お金のこと一つとっても、「間違えた」ではすまないですからね。

——ビデオの中で印象に残っているお母さんの言葉はありますか？

大塚 お母さんが直接言った言葉だったかどうか分かりませんが、「施設じゃなくて、普通に過ごしてほしい」というのがすごく印象に残りましたね。

——後見人って重い仕事ですね。ここにいる別府さんはお母さんやお父さんのいろんな思いを受けながら二十数年の人生を歩んできました。役割は親とは違うにしても、バトンタッチを受けるわけですよね。

大塚 はい。

——別府さんはお母さんのこと、おほえていますか？

別府 そうだねえ……。小学校のときは普通の学級は無理だったので、特殊学級に通っていました。高校のときは養護学校で、先生に怒られて、泣きそうだった……。お母さんが生きて……。いないのは……。大塚さんと知り合う前に亡くなった。お母さんの出身が滋賀県だもんで……。

市川 やさしい人でしたよね。

別府 やさしかったです。

——お母さんのビデオは観たんですか。

市川 この前、ここで観ました。

——ビデオ観てどうでした？ 懐かしかったですか？

別府 懐かしい気がしました。25歳のときに亡くなった。お父さんは生きて



「誰かがやらんといかん」
地域福祉サポートちたの
取り組み

文◎太田敦子

きっかけは
母の切なる思い

知多半島を中心に活動するNPO「地域福祉サポートちた」が、成年後見の業務をスタートさせたのは2005年。会員のグループホームに入居していた別府数人さんの母親から相談を受けたのがきっかけだった。当時45歳だった母親は末期ガンで余命半年と宣告されていた。数人さん23歳。「自分がいなくなった後、この子はどうなるんだろう」。切実な思いだった。「わたしたちのNPOの目的は地域で誰もが幸せ暮らすこと。こんな状況をほうっておいていいのか。誰かがやらんといかん」と思った。「サ



「サポートちた」今井友乃さん



性格が違う

- 今井さんと別府さんはお母さんと息子さんくらいの年齢差？ そこまではいってない。大塚さんはどちらかというと、兄妹のような関係。
- 大塚 はい。別府さんの妹さんは……。
- 別府 22歳。弟さんは25歳。
- あ、そう。弟と妹がいるんだね。ときどき、会ったりします？
- 別府 週に2回。
- 市川 うちに帰っているときに。
- 自分の家とホームとは違いますか。
- 別府 違います。
- どこが違う？
- 別府 そうだな。性格かなあ。
- 性格？
- 市川 一緒にホームで暮らしている人たちと、家族は性格が違う。
- そうだね。うくん、家族とホームでは違うもんね。
- 別府 家族はむかし……きょうだいゲンカをしていた。
- ケンカしてた（笑）。今はする？
- 別府 今はしない。
- いよいよ本題に入ってきました（笑）。ホームではケンカする？
- 別府 ケンカはしない。おしゃべりはするけど。

- いるけど。
- 今の生活はどうですか？ やりた
- いことはありますか？
- 別府 そうですね（笑）。やりたいことは、ごはん作り。目玉焼きも上手になりました。失敗もする。
- 一人暮らしはしてみたいと思ったりしますか？
- 別府 そうですね。難しいかも。一人だと責任がある。
- そろそろ恋人がほしいか思ったりはしませんか？

- 別府 恋人……（笑）。
- まだ早い？
- 別府 そうだね。まだ早い。男とか女とか、友だち。
- 市川 ああ、友だちね。
- 友だちがいい。そうか。そういう相談はないんですか？ そろそろ恋人がほしいんだけど、何とか世話してくれないかとか（笑）。
- 大塚 そつちの後見ですか（笑）。

ホームの仲間と家族とは

「ポートちた」の事務局長、今井友乃さんは法人後見業務を引き受けた理由をこう話す。

サポート体制とチェック機能

NPOが法人として成年後見を引き受けた例はこの頃ほとんどなく、まずは制度を知る勉強会から始めた。わかりにくい行政の書類などを前に「成年後見は専門家の仕事ではないか。自分たちのような素人がやっているのか」。不安は常につきまとったが、応援してくれた弁護士らから「完璧などありえない。困ったら専門家に相談すればいいじゃない」と声を掛けられ肩の力が抜けたという。

一番力を注いだのが法人後見の仕組み作りだ。被後見人の立場は守られているか、利益相反はないか、細かな検討を重ねた結果、現在の仕組みができあがった。特徴の1つはサポート体制の充実。愛知県社会福祉士会と愛知県弁護士会と連携を図り、例えば、被後見人が悪質商法の被害者になった場合などはすぐに弁護士の支援が受けられるようにした。もう1つの大きな特徴はチェック機能の確立。学識者などによる運営適正化委員会が、サポートちたの後見業務を監査し適正に行われているかどうか常にチェックする。一方、後見人は被後見人が福祉施設などから



ヘルパーさんとケンカする？

別府 そうだなあ。うくん。小学校とか、中学校のときとかケンカが多かった。ぼくは怒ったり泣いたりした。

——きょうだい？

別府 きょうだいじゃなく、友だちと。

——ここではあまりケンカしない？

別府 勉強の関係とか、しつこくしゃべったら仲間にも迷惑かけたり怒ったりしちゃう。

——気を遣っているんだね。このホームでは別府さんが年が一番上？

市川 そうです。

——お兄さん役かあ。頼りにされているんだね。

別府 (笑)。

なるべく自動引き落としに

してほしい

——法人後見ですよ。何人かで分担してやっているわけですよ。一日中後見業務をしているわけじゃない？

大塚 そういう日もあります。銀行の手続きだと一日かかってしまったりとか。

——下世話な話ですが、経済的には今の仕事でやっていきますか？

大塚 日々は暮らせます(笑)。

——これからずっとこの仕事をやっていきますか。極めてみたいとか。

大塚 もっと広域の市町村で後見センターをつくらうという構想もあって、

もしもそれが実現すれば、後見の仕事

が専門になります。それ一本になります。

——後見人の仕事で一番やりがいのあるところ、これだけ嫌だなというところを挙げてください。

大塚 やっぱいろいろしてお話して、(障害のある人が)望んでいる、日々普通に生活していることを実感できること。何もめんどろがなく、平穏な日常を暮らせるのを実感できるとうれしいですね。

——これだけは勘弁してくれよ、というのは？

大塚 お金の振込み(笑)。大事なんですけど、怖い。間違えたりとか。

——人様のお金だし、間違えても文句いう人じゃないし。

大塚 はい。なるべく自動引き落としにしてほしい、みたいな。そういうときが一番ドキドキします。

就職先は？

後見人事務所

——大塚さんのように、大学卒業して

後見人という仕事に就職するというのはあまりないですよ。

大塚 後見人のスキルを身に付けると、私のように若くてやっている人はいないから、将来どこに行っても仕事ができるよと言われて入ってきたのですけれど。

きちんとした処遇を受けているかをチェックするというものだ。

「後見人を守るための制度」

結局、後見業務第1号になった別府さんのケースは、家庭裁判所に申請してから選任されるまでおよそ1年間を要した。NPOが後見人となった例はほとんどなく、家庭裁判所の担当者が2度にわたって調査に訪れるなど審査が慎重だったためだ。今井さんは「家裁としてもぜひ成功させたいと思ってるんが伝わってきた」と話す。

「サポートちた」は当初、別府さんの母親の希望で「後見」を申し立てていたが、裁判所のアドバイスで「保佐」に切り替えることになった。「後見」を受けると選挙権が剥奪されるが、「保佐」ならば選挙権を持っていることができる。別府さんは裁判所の面接で「選挙に行くのが好き」と話していたという。「本当に後見人制度は後見人を守るための制度なんだと感じました」と今井さんは力を込める。

行政を動かす

現在、サポートちたが請け負っている後見人業務は別府さんを含めて会員組織からの申し立てを受けた6件。このうち4件が「後見」、2件が「保佐」だ。去年からは社会福祉士の大塚めぐみさんも加わって、スタッフ3人で業務にあたって

——これから後見制度が広まっていくと、大塚さんのような進路を選ぶ人が増えていきますよね。増えていかないと難しいですよね。

大塚 後見の仕事を専門にしている人もいる。これまでは社会福祉士の資格をとっても、だから何なのというか、それで司法書士さんみたいになったら、ちゃんと責任もつてやれるのはすごいことだなと思います。

——実家のお父さんやお母さんはどう言っていますか？「なにやってんのよ、あなたの仕事はいつたい」とか言われませんか。

大塚 すごいです、説明が難しいです。

——人様の銀行口座を開いて、なんなのそれは、みたいな（笑）。

大塚 お金を管理しているんだというのと、「あなたは自分のお金も管理できないのに」と言われたりはする。自分

で決めたのなら自分でやりなさいと言われるんですけど。

法人後見って、トータル・ケア

——これから難しいケースも出てきますよね。悪質商法に

ひっかかってしまった人を体を張って守っていくとか、遺産相続できようだが争っているとか、そういう場面がこれから出てくるかもしれないですよね。

大塚 でもくなんというか、法人後見なんで、みんなでトータル・ケアという変ですけど、弁護士さんにも手伝ってもらったりとか。そこまで重く考えたりとかは……。

——別府さんに関して心配なことはありませんか？

大塚 なんか、あの、たとえば別府さんのように話ができる、悪質商法とか。本当にこういう風に友だちみたいになっていただきましたか。

——別府さんくらい話か



きる人だと、そういう心配はありませんよね。

大塚 保佐なんで。後見のようにガツチリ守っているのは違って……。

——別府さん、なんか大塚さんにお願いはありますか？

別府 郵便局に行つて住所とか書いたり……お願い……。

——そういうのをお願いしたい、と。それ以外は特にないですか？ もっとこうしてほしいこと、遠慮なく言ってください。

別府（笑）。

——もつと頻繁に来てよね、とか。月に1回くらいがいいかな。あんまりしょっちゅう会っていると、相手の嫌なところも見えてきちゃうからね。ほ

別府（笑）。



NPO「地域福祉サポートちた」
E-mail spchita@ams.odn.ne.jp
〒478-0047 愛知県知多市緑町12-1
知多市市民活動センター1階
TEL 0562-33-1631

いる。3人がいつでも誰にでも対応できるよう、業務の詳細を一覧表にしたチェックリストやマニュアルを作成している。実は来年度後見人業務に対し、知多半島の5市5町が共同で支援に乗り出す見通しだという。NPOの活動が行政の背中を押した形だ。

お母さんの「遺言」ビデオ



—— 地域生活を選んだ理由について
20歳になったら障害者年金を頂いて、何とか働いて地域で生活できているように組み立てを考えると、みんなとつながりを持ちながら考えていければいいなと。

別 府さんの母、幸子さんは2005年、ガンのため46歳の若さでこの世を去った。余命いくばくもないことを宣告された幸子さんは、知的障害のあるわが子への思いを語ったビデオを残していた。

このビデオは、半年後に成年後見をテーマにしたあるフォーラムへの出席を予定していた幸子さんが、開かれる頃にはもう生きていないかもしれないと考え、あらかじめ伝えたいことを録画しておいたもの。インタビュー形式で録画されたビデオでは次のように話している。

構成◎太田敦子

—— ケアホームで地域生活を始めてみて

親がはた目に見ても刺激が多いのと少ないのと伸びる可能性がこんなに違うとは……。たくさん人の交わりの中で刺激をもらいながら言葉数も自分の気持ち表現することが増えた。もつとしゃべらない人だったので、回りに理解してもらうためにどういう方向に進めばいいかと思っていたけど、今はよくしゃべる。「黙つとけ」と言ってもしゃべっている(笑)。—— **これからどんな人生を送ってほしいか**
あの子なりにどういう夢かわからないがきつと持っていると思う。言葉に出してできるかどうかは二の次にして、それだけでも素敵なこと。楽しみを自分で見つけて、生きてい



て張りがあるとか、支えてもらっている人と行動することで楽しみもあるだろうけど、自分でこ

ういうこともやってみたいということもあるだろうし、そういうことを見つけられるようになってほしい。

いろんな経験があの子の人格を作っていく。人と歩む中でいろいろな経験、厳しいことかもあの人には多くて親としてかわいそうだと思うこともあるが、いつか経験が生きるし、あの子の人格として太い根っこになっていく。

支えてもらっている回りの人に対して「おかげさま」という気持ちもわかっていく人だし、自分も誰かの支えになってあげたいという思いが育っているのも確か。人と人とのつながりが、あの子の人生をより広い大きなものにしていくと思う。自分が人を支えていける可能性があるということが自覚し始め、役に立つことができると思っていることが自己表現の中に出てきているのです。いいことだなと。親の私が改めてあの子から学ばせてもらっています。



障害のある人たちと話していると、
なんとも言えない独特の「間」

を感じることもよくあります。彼らの内面世界に流れる時間をインタビュー記事でどのように表現したらいいのか悩んでしまいます。

このインタビューでは障害のある人の言葉をできるだけ正確に再現し、意味不明な言葉もできるだけそのまま記述するようにしていますが、別府さんのほんわかとした「間」を文章で表すことはとても難しいと思いました。こちら側の質問に対して意味のよくわからない答えが返ってきたり、文脈に合わない話を繰り返し小聲でぼそぼそすることがありますが、原稿にするに当たって録音を繰り返し聞いてみると、しばらく前の質問に対して別府さんなりに一生懸命に答えようとしていたり、自分が伝えたいことの前段階にある事象やその背景の話を丁寧にしようとしていたりするのに気づきました。彼らの内面を流れる時間にこちらが

身を任せて、ゆったり遊泳するようなインタビューを心がけたいと思います。ふだななかそれができないのです。ふだん時間に追われてめまぐるしい日常を走っている自分が滑稽で哀れになり、思わず苦笑してしまいました。

さて、私は20年前ごろは愛知県警捜査一課を担当する記者で、来る日も来る日も殺人事件の取材で愛知県内を走り回っていました。知多半島にもよく訪れましたが、常滑焼や酢や酒などの地場産業はあるものの、働き世代は名古屋へ吸い取られていまひとつ活気のない街の風景が印象に残っています。ところが、ここ数年、知多半島は知的障害者の地域生活支援の先進地域として知られるようになりました。その中核をなすのが、NPO法人「むそう」であり、社会福祉法人「むそう」です。数年前に初めて訪れたとき、行動の激しい自閉症の男性たちが畜産農家や鶏舎で働いているのを見ました。衰退する地場産業を担っている障害者を見守る支援

者や地域の人々のまなざしに、これらの障害者の地域生活に吹くであろう新しい風を感じたものです。喫茶店「なちゅ」で働いていた体の大きな男性もよく印象に残っています。それが今回インタビューさせてもらった別府さんです。

それからの数年を思い出そうとしても私はあまりにも多くのことに頭を突っ込んできたので、資料が散乱している会社のデスクのような整理不能の状況になってしまいます。しかし、別府さんにも同じだけの時間が流れてきたのです。家族や友人たちとの出会いと別れが彼の豊かな情感を醸成してきたのだろうとしみじみ感じます。お母さんを失った悲しみに比べたら、今の日常の楽しみの何と静かでささやかなことでしょうか。しかし、誰も立ち入ることのできない別府さんだけの人生がそこには厳然としてあり、大事な仲間たちとの生活があるのです。幸せとはなんだろう、今の私は幸せだろうかと思わず考えてしまいました。

野沢和弘

毎日新聞夕刊編集部長が本業。全日本手をつなぐ育成会の理事や「手をつなぐ」の編集長をしている。千葉県が全国初めて障害者差別をなくす条例をつくった時は、条例原案を作成した研究会の座長だった。知的障害者の長男（21歳）と次男、妻の4人暮らし。



「うんぶう」(社会福祉法人「むそう」)の名物黒豚ラーメンはごくうま。調理も接客も彼ら自身で営業できるような工夫がなされている。

特集◎成年後見
杉浦ひとみ弁護士レポート

施設で暮らす人の後見

社会福祉法人みずき福祉会「八王子平和の家」の取り組みから

施設で暮らす障害者にこそ、後見人は必要です。さまざまな制約の中で、いかにその人らしく生きるか――

それは、後見人の手腕（財産管理や身上監護）にかかっています。

平成12年に成年後見制度が施行され、施設で暮らす人のために、多くの保護者が後見人の手続きをしました。

一方、後見人が必要だと思っていない保護者も、まだまだたくさんいるようです。あれから8年。

いま、後見人のあり方や制度そのものを、もう一度、見直すときがきています。

その課題を、オンブズマンとして施設の取り組みに参画している

杉浦ひとみ弁護士が、親族や施設の声から探ります。

権利擁護の心を持った施設

私が平成12年に東京都八王子にある

知的障害者施設「八王子平和の家」の

オンブズマンになったのは、東京都が、

平成10年から進めていた施設でのサー

ビス評価事業の一環としてでした。で

すから、最初の頃は1、2カ月に一度

施設を訪ね、職員の対応やトイレ・水回りの清掃、食事の様子などを見て回ることが主な仕事でした。

私は施設に関わることが初めてだった

ので、見て回った後に職員の方から

1、2時間、施設の運営に関する制度や

施設の一日、入居者の障害特性などを

うかがうことから始めました。入居者

を「さん」付けで呼ぼうと職員で決めたこと。親しみを込めても年齢相応の

敬意を払うべきだという考え。入居者の

人権を考え「二本杉委員会」という

地名にちなんだ権利擁護の検討グループ

を作ったことなどのお話をうかがい、

また見て回るうちに、この施設が、入

居者に虐待をするといったレベルでは

なく、その先の権利擁護の問題意識を持って福祉に取り組んでいることがわかってきました。

「普通の暮らし」への工夫

そして訪ねる中で私自身が、障害が

ある人は外に出なくても、施設に他人



と四六時中一緒にいても当たり前、と思ってしまうことに、まず気づかされました。

私たちは、好きなときに外へ出て、店でほしい物を買ひ、映画を見たり、友だちと会ったりして、家に帰ればプライベートな空間と時間もあつて、「あの人と会つて今日は疲れちゃつたな、やれやれ」と一人で湯船につかることもできる。この何気ない普通の生活が人の幸せであり、明日への活力を再生産する場になっていることに、改めて気づきました。

そして、従来の施設にはこの「普通の生活」が不足しており、他人と否応なく毎日顔を合わせ、入浴も就寝も一緒に、必要以上に職員にあれこれ世話を焼かれ、好きなときに外へも出られないということが、どんなに人の暮らしとして不自然なことを思い知らされました。



「八王子平和の家」は、この不自然さを何とかしようといろんな工夫をしていました。部屋の改造を繰り返

し、今ではほとんどが個室になっています。また、「アフター外出」と称して夜、コンビニへ買い物に出かける時間などを設けたりもしていました。もちろん、お気に入りのちよつとエッチな本を買ってくるのもOKです。家族と離れて暮らす入居者が「自分だけに向き合つてほしい」と思う自然な気持ちに応えるために、20分程、職員と一対一で話す「私の時間」も設けています。

「どうしたら人間らしく生きられるか」に真剣に取り組む施設へは、支援する保護者の方たちの要望にも、たいして「欲を言えば」という前置きがおかれます。そして「施設内での子どもの様子をもう少し知りたい」「写真の一枚でも載せた簡単な施設新聞などがほしい」「しつけや生活訓練をもう少ししてほしい」という要望や、「小遣いを少し使い過ぎていないか」というような心配の声が聞かれました。「八王子平和の家」では、しつけは、どうしても強制につながりやすいことから「行わない」という方針です。また、なるべく施設にこもらず普通の生活ができるように、小遣いは、外出などの



費用にあてられています。

入居者の暮らしに還る 保護者と施設の橋渡し

保護者にとって施設は、子どもを預かってもらっている手前、モノの言いにくい相手でもあります。

オンブズマン（当初3人、昨年より2人）としては、保護者と施設の橋渡しをして双方の理解を高め、それを入居者の暮らしに反映していこうと思ひました。「オンブズパーソンにゆーす」を発行し、施設の方針や施設での出来ごと、今後の予定や新しい制度などについてわかりやすく伝えることにしました。

そして、平成13年秋には、成年後見制度についての説明も始めました。当時は、平成15年4月に施行される支援費制度と一体化するような形で、成年後見制度が推進され、契約主体として障害のある方たちが、成年後見人をどんどんつけて行くような雰囲気は漂っていました。「八王子平和の家」では多くの保護者が、「どうなるんだろう」という不安を抱えていらつしやつたので、2回ほど、成年後見申立の実践学習会を開き、申立用紙に実際に書き込

む練習をしました。

その後、オンブズマンとしての関わりの中で、成年後見制度のあり方をどこかで見直すときが必要だと感じました。そこで、改めて施設の支援係長小林博さんと後見人になった保護者の方たちの声をうかがってみました（以下、敬称略）。

《施設の声》

今は、自律支援法の問題に目が向いています

——現在、後見人をつけている方は何人いらっしゃいますか。

小林 現在は、ここにいらした方を含めて50人中12人です。



談があつたりしますか。

小林 いいえ。支援費制度（平成15年4月施行）が導入される頃に、施設でも「今後はみなさんに成年後見をつけていく方向で考える」と話していたし、オンブズマンからも何度か学習会や申し立て方法の説明会をしてもらいましたが、あの後は……。今は障害者自立支援法の問題に目が向いていますね。行政からも特に後見についての指導はないです。

交通事故などでは、

後見人がいないと話が進まない

——後見人がいないと困ることはないですか。

小林 正直、日常はあまり困らないです。サービスについても概ねこれまで通りですし、入居者の年金については、家族会でつくっていたいただいた年金管理

——比較的多くの方が後見をつけられているように思いますが、現在も後見制度の利用については相

委員会という施設とは別の組織が管理していて、施設生活で必要なお金のやり取りについては、この年金管理委員会を通じて行っているの、特に問題はないです。ただ、入居者が事故にあわれたときで、保護者がいなくて、とりわけ外部の方との交通事故などになると保険会社が、被害を受けた入居者の判断能力のことを気にします。本人の判断能力が高ければそれも現実にはなんとか処理できますが、重度の障害のある方だった場合には、後見人がいないと話が進まなくなります。このように対外的な場合が多いと思いますが、施設などでの新たな契約が必要になる場合などでも、保護者のいない方については、やはり早急に考えて行かざるを得ません。しかし、基本的には本人の財産などをきちんと管理することが必要だと思っています。

今の年金制度下では、

第三者の後見人は無理との声も

——現在、後見をつけられている方もほとんどが親・兄弟姉妹ですが、後見をされている方の声は聞かれますか。

小林 後見をつけることがあまり進んでいないために、実際には後見なしですんでいることが多く、後見をつけ



たことで面倒だけが多いという不満、また、自分が高齢でできなくなったときに、報酬を支払って、第三者を後見にすることは、今の年金制度の下では実際は無理だろう、という心配の声が聞こえてきます。また、安心して任せられる後見人をどうしたら見つけられるかも悩まれるところのようです。福祉の仕事しながらボランティアで後見人を受けている方もいて、そういう人が見つかると良いのですが……。

——もっと費用負担がなく、質を確保した後見人を容易に探せるような形態ができて、多くの方が普通に利用できるようになることが理想ですね。

いま、後見人として 未来の後見への想い

きつかけ・

申請手続きの苦勞

——外村さんと和田さんは、ご自身で後見人になられたんですね。手続きをしようと思ったきつかけは何ですか？



和田 功さん

外村(母) 私は施設での説明会のときに、前の施設長から「後見人をつけないと契約更新できない」という話があったので、「じゃあならなくちゃ」と思って手続きしました。でも、後見人にならなくても契約できるとわかって、ほかの保護者の方たちはやらなくなりましたよね、わざわざ面倒ですから。

和田(父) そう、途中から後見人の話が消えちゃった感じで。家族会の役員でも、なっていない人は多いし。

外村(母) 大変な労力と時間をかけて手続きした人は損しちゃったみたいよね(笑)。

和田(父) いやいや、まだ損はしてないと思いますが、ただ、結構面倒くさいんですよ、全部手続きするのは。私は説明会するとき、「やらなくちゃいけない」という雰囲気があったので、「どうせいつかやらなければならぬなら、動けるうちにやった方がいいだろう」と思っ、施設で練習した後、自分で

もいろんな場所へ相談に行ったり、書類をもらったりしました。九段(東京

法務局後見登録課)への書類の提出は郵送ですませましたが、書き方も慣れてないから、八王子家庭裁判所に書類を提出するまでに三回もかかりました。

外村(母) 私は、施設の説明会で申し立ての練習をした勢いでやったので、一回で裁判所に通っちゃいました。

和田(父) へえ、一回ですか。それはすごい。

——裁判所の対応はどうでしたか？

和田(父) 親切ですね。嫌な気分っていうのは全くなかったです。

外村(母) そう、親切。間違えたら「訂正してもいいですよ」と消しゴムを貸してくれて、家に帰らなくてもその場で清書して提出することができました。

——法務局は？

外村(母) ちょっと目立たないのでわかりづらいけど、問題ないです。

和田(父) 書類を提出した後も、発行はすぐでした。

——弁護士や司法書士に手続を依頼された三好さん、嵐さんは、何がきっかけで決心されたんですか？

三好(母) 私も説明会ときに書類揃えていたんです。印紙まで買って、でも、そのうち、みなさんが「制度変



外村治枝さん

わるんじゃない」と言うので、「まだ元氣だから大丈夫よね」ってそのままにしていたんです。でも、うちの場合、主人が亡くなりましたでしょ。続けて、主人の母親も亡くなって。多少なりとも子どもたちに遺産相続が絡んできて、それで必要に迫られて、杉浦先生にお願したんです。

嵐(兄) うちは、お袋が昨年亡くなりました。田舎に小さな土地があり、相続の名義変更が必要になって、司法書士に相談して手続きしました。

初仕事

——後見人になられて最初のお仕事は何でしたか？

和田(父) 家を建て替えるときに、息子の負担分を定期から下ろすため、はじめに裁判所に申し立てをしました。それと、施設から送り迎えする際のガソリン代や洋服代等として、市の補助金が振り込まれる普通預金の口座から月々のお金を下ろす承認をもらいました。

嵐(兄) 後見人の仕事としては、まだ本人の財産の管理をしているだけです。



三好栄子さん

施設にも去年入ったばかりなので、年金はまだこちらで管理しています。あとは、口座の移し替えくらいです。

三好(母) うちは、主人と義母の相続以外は何も。後見人になっても「どうなっているの？」という感じです。小遣いは施設で管理していただいていますから。扶養年金を子どものために当てていますが、それは私の口座に振り込まれるので、最初の書類を書くときだけかしら、後見人の自覚です。

外村(母) 私も報告だけで、後は何にもないですよ。ある人のお子さんは、テレビショッピングを観ているとすぐに、携帯で商品の申し込みをしちゃうみたいで、親御さんが後見人になって、何度も契約をキャンセルしたそうです。うちは、そこまで自分でできませんし、買い物も施設の方がついているので、

余計なモノを買うこともないですしね。**三好(母)** そう考えると、後見人って障害が軽いお子さんほど必要よね。重度の場合は、そういう問題は少ないものね。

困っていること

——後見人になられて何か困っていることはありますか？

和田(父) 後見人の申し立てが承認され預金口座を解約する際、後見人であっても銀行ではすぐに承認してもらえなくて、裁判所の係官の名前と電話番号を伝えて確認をとってもらい、はじめに解約の手続きができました。

——後見人承認の書類を持って行ってもダメでしたか？

和田(父) ダメでした。登記事項証明書書の提出が必要だったんです。

外村(母) 定期預金を解約するとき、九段(東京法務局後見登録課)まで行かないといけないんですよ。何かある度にいちいち九段まで書類を取りに行くのは、大変ですよ。

嵐(兄) 定期預金の移し替えなども、さまざまな書類を作らなければならな

いし、本当に大変ですよ。

和田(父) 行くとすぐにやってくれるんですけどね。一度、承認してもらえば、後は問題ないんですが……それまでの手続きが大変ですよ。最初から、後見人であることを証明できて、九段まで行かなくても用事が果たせるようなカードでも発行してもらえると助かるんですけどね。

外村(母) 子どもが急病のときなどは、手続きする間もありませんから。一年に一回見直しをするということで、ぜひ発行していただきたいですね。

和田(父) 引き落としの手続きの際も、銀行が最初から九段へ行きなさいと言ってくればよかったです。市内のどこそこへ行きなさいと言われて、また、別の支店へまわされて、結局九段へ行きました。



嵐 優博さん

——手続きが面倒になるとみなさん後見人になることを躊躇してしまいますよね。役所や銀行の案内や情報が正確でなかったり、統一されていないからりするのも問題ですね。

良かったこと

——後見人になられて、良かったことはありますか？

外村（母） 何も無いわね。

三好（母） 特にまだ、実感が無いわよね。

嵐（父） 私は後見人をつけて、良かったと思っっています。もう高齢ですし、自分もなつてもしょうがないと思っ長男に託しました。障害の子どもの財産管理を裁判所に見てもらえますし、私が亡くなった後も心配ない。

嵐（兄） 私も、有り難い制度だと思っっています。後見人をつけることにより、国が本人の財産を保護しているわけで、我々後見人がするのは、親兄弟といえども、あくまで財産管理の業務です。使い込めば、業務上横領になる。私の場合は、本人に代わって振り込み等を行うだけですが、それでも年一回、業



嵐 辰一さん

務内容を裁判所へ報告して、もし不利益な事をしていけば、罰せられるわけです。そういう意味で、いい制度だと思います。

——後見人として認められているという安心感もあるということですか？

嵐（兄） いえ、国の保護下にある点で、安心だという意味です。もし、自分がいなくなつても、本人（弟）のためにしかお金を使わない後見人を、立ててくれるでしょうから。

——この人は、後見人を必要としていると、国が認めているわけだから、後見人がいなくなつたときは、国がなんとかしてくれるだろうという安心感ですね。

嵐（兄） 現時点では高額なのでできませんが、先々、司法書士や弁護士など第三者に委託することも可能だと聞

いていますので。身内でも、施設に入つて高額なお金が残っている人にぶら下がるといふケースもあるようですし、縁が遠くなつた身内が後見人になるよりは、いいのではと考えています。

——子どもの事を心配している家族ほど後見人をつけることを考えていますが、そうでない家族は、後見人をつけながらないのが現状です。そんな家族を持つた人の後見をどうするのかというの、いま、ひとつの大きな問題ではありますね。

和田（父） 私の場合、確かにややつこしい問題はたくさんあるんですが、後見人をやつていなければ、施設のお金がいくらだとか、自分が管理していたとお金がいくらだとか、割合、無頓着だったと思います。いろんな法律行為に縛りがある分、いろんな面で自覚を



持てるようになったし、国で最終的な管理をしているようなところがあるので、自覚を持つて対処するようになったことは、良かったなと思っっています。しかし、自分がいなくなつたときに代わりをどうするのか……、すべてがうまくいく訳ではないですよ。弁護士や司法書士にお願いするにしても、信頼関係が問題ですから。

財産管理

——ところで、後見人の報酬をもらっている方はいますか？

和田（父） そうゆうの、あるんですか？

——申請をしていないともえないんですが。

嵐（父） 私も手続きのときに言われましたが、息子は弟からお金をもらつつもりはありませんからと、申請しませんでした。

——資産が多い方は、報酬を払うことで節税にはなります。

和田（父） 初めて聞きました。

——報酬は、また本人のために使えばいいわけですから、資産をキープする

意味でも、キッチン減らしておくのも一つの方法だと思います。

三好(母) 親としては、使わずに貯めておきたいという気持ちがあるのよね。でも、それを割りきって考えるってことよね。

ここで財産管理の問題、特に支援費との兼ね合いについて、たくさんのお見が出ました。重度の障害者は、入院時に「個室に入ってください」「介助者をつけてください」と病院側から言われ、普通の人以上に負担が増えること。そのために、お金を貯えなければならぬこと。その一方で、預貯金が増えると施設費等の減免措置が受けられなくなること……など。自立支援法施行以降、さらに施設で暮らす人たちの自由の幅が狭くなっているとの声が、多く聞かれました。わずかなお金でいかにその人らしい生き方を促せるか——みなさん頭を悩ませています。年金生活の苦しさから、子どもの施設暮らしさえ支援できなくなっている親が多いことなど、ご家族は、さまざま不安や

問題を抱えていることを、改めて思い知らされました

将来への不安

——将来の後見については、どのように考えていますか？

外村(母) 私は、娘(本人の姉)に「お願いよ」と言っていました。「大変でしょ?」と聞かれましたが、「変更届けだけだから、あなたの財産と身分証明と経歴を出せば大丈夫」と言いました。手続きの書類はコピーしてありますし。

三好(母) うちも娘が、小さい頃から「お兄ちゃんの面倒を見なければならぬ」と思ってくれているので、頼りにしています。でも私が、「小遣いの明細を裁判所に出さなきゃ!」なんて言っていたら、「それは、大変ね」と言っていましたけど(笑)

和田(父) うちは、子どもより、家内はバトンタッチするか、金額の問題もあります。第三者の先生に頼むことも視野に入れて考えています。
嵐(兄) もし、弟より先に自分が亡

くなったら、裁判所はおそらく次の後見人には、親族を優先すると思うんです。そのとき、自分の後を弁護士などに託せる制度があれば、安心なんですけどね。

——親族といっても、遠くなればなるほど、他人に任せるような不安がありますよね。

嵐(兄) そうですし、近ければいいってもんでもないですね。後見人を受けてくれる組織があれば、いいと思います。弁護士さんが中心でやるのが一番だと思います。

——国はお金を出すのが嫌だから、なるべく身内に任せたいと思いますが、おっしゃる通り、そういう制度を考えていく必要もありますね。独りで一人をみるのは大変ですが、何人かでグループを作り、社協など実際に動く人、医療的なカウンセリングをする人などがチームで適材適所に多くの方に関わる仕組みを作ること、必要なかもしれませんよね。
嵐(父) いまの制度そのものにも、まだまだ問題はあると思いますが、とにかく、もっと厳しくしておかないとい

ませんね。障害者の財産を管理するわけですから。

——もっと障害者が安いお金で、しっかりとした後見人をつけられる制度に変えていかないといいけませんよね。障害者が人間らしい暮らしをするために、国がさまざまな部分に、ゲタを履かせないといけないわけですが、後見人制度も、推進するのであれば、後見人の質を上げることにも、国がもっとお金を出して支援していかないけませんね。



成年後見制度の これから

人は生まれながらに障害があったり、途中で事故に遭ったりするし、高齢になれば機能も落ちます。もともと能力の違う人が共存していることは当たり前のことですが、それでもみんなが同じように幸せに暮らすことを憲法は保障し、そのために国に支援せよと命じているわけです（憲法25条）。

人は自分の幸せを自分の判断で求めることができるのですから、能力に不備がある方にはその能力に支援をすることが必要なわけです。これまで措置制度で国家が当てがってきたものを、今後は本人が自分の意思で決めることが自立的な人としての尊重だ、というなら、決められるような力を国が与えるべきではないでしょうか。

「後見をつけるほどの能力の低さです」とお墨付き(?)を与えて「だから一人では何もやってはいけません、親兄弟は本人ではないから手出しはできません」としておきながら、「自立できるように後見人をつけなさい。でもお金は自分で払ってね」というので

は、結局、能力の低い者から生きる術を奪ったようなものです。

私は、成年後見制度を優れた視点を持った制度だと思っています。それは、障害のある人も一人の独立した人格だという意識を社会に喚起させる制度であり、身内から食い物にされることを防ぎ（後見人は裁判所への報告が必要）、逆に保護者が丸抱えして「この子のことは自分が一番よくわかっている」「自分より一日先に逝ってほしい」と願うその関係から抜け出す可能性を持つ制度だからです。

現在、後見制度が普及しない大きな要因は、後見に対して月々払うことになる報酬が大きな負担になっていることだと思います。障害者自立支援法によって負担が増え、年金は1級で8万2508円、2級で6万6008円ですが、手元に残るのは、施設入所者の場合2万円強。この中から障害程度が3級以下の方は医療費も支払わなければなりません。2万円は小遣いとしても多くはありませんが、ここから

後見の報酬が払えるか、ということです。

さらに、この制度は今、非常に危ういと感じています。それは後見制度を利用した保護者の方が「メリットはなく、面倒な手続きばかりが多い」と考えていること、そして、後見をつけなくても現実には今まで通りやっていけてしまい、まじめに取り組んだ人が、余計なお金と労力を費やしただけのようになっているからです。

クレームの改正点として、後見人の身分証明をいちいち役所で取らせるのではなく、磁気カードにその後見人が資格を持っているというデータを入れて証明を楽にする、というような工夫は、できるのではないのでしょうか。

制度を行うのならしっかりと取り組むことが必要です。そのためには、一定の能力を持った後見人を見つけることを容易にする工夫をし、また、障害のある人が大きな経済負担をしなくてもすむような制度にしなければならぬと思います。

杉浦ひとみ

1999年より弁護士に。東京弁護士会人権擁護委員会副委員長、日弁連人権擁護委員会副委員長などを歴任。犯罪被害者問題やいじめ問題、少年事件に取り組んでいる。軍隊を捨てた国「コスタリカに学ぶ会」事務局長。

お金の大切さ

親のための テキスト

このテキストは、知的障害者の成年後見について、知的障害の子を持つ親のために書いたものです。成年後見について何も予備知識がない親が読んでも理解できるように、できるだけ平易な言葉をつかい、必要最小限の説明にとどめました。

4 レッスン

財産管理とは何でしょうか？後見人のやるべきことは、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」だと言われています。

財産管理と 身上監護

どんなことが財産管理と身上監護にあたるのでしょうか？本人（障害のある人など）がどんな財産を持っているの

かをきちんと把握し、年金を受け取ったり、必要なお金を支払ったりすること、預貯金の通帳や保険証書を保管することなどが、財産管理です。

また、被後見人が住んでいる家やマンションを維持、管理するだけでなく、処分することも後見人の業務に含まれます。ただし、住む家がなくなってしまうのでは、障害のある人の心身の健康がおびやかされることになるので、

後見人が独断で処分することはできません。家庭裁判所の許可が必要です。処分とは家を売り払ってしまうことだけでなく、賃貸借の契約を解除すること、抵当権を設定すること、そのほかこれらに準じる行為も含まれます。

財産管理の方法

財産管理の方法はどうすればいいのでしょうか？

後見人になったら、まず被後見人（障害者）がどのような財産を持っているのかを調べ、目録をつくります。年金や働いて得る収入などがど



のくらいあるのかも調べます。次に、日常生活にどのくらいのお金がかかるのか、福祉サービスの利用料や病院に通っている場合には治療費がどのくらいかかるのかを調べます。財産を管理するために必要な経費についても調べます。その上で、毎年のくらいのお金がかかるのかを予定を立てます。これを「費用の予定」(後見予算)と言います。

この予算を立てることは、どのような後見をしていくのか、方針を立てることにのみならず、金融機関には成年後見を開始したことの届け出をします。そのほか、関係のあるような公的機関に対しても後見の通知をします。

被後見人のために必要な費用は、被後見人の財産から支払うこととなります。ただし、あらかじめ予算を立てた上で、毎月決められた額を引き出し、その中でやりくりするべきです。予想外の出費のために、予算内でまかなえなくなった場合には、必要に応じて家庭裁判所に相談します。

福祉サービス・医療に関する契約

アパートで一人暮らしをしようとするときには、大家さんと契約を結ばなければなりません。また、仲介する不動産屋に払う手数料や、敷金や礼金も決めなければなりません。保証人も必要です。

入所施設に入るときにも、契約を結ぶなど、いろいろな手続きが必要になります。

身上監護の領域

また、地域で暮らすために必要な福祉サービスを受けるには、まず障害程度区分の認定を受けなければならない。結果が実態とかけ離れていると思ったら、不服であることを申し立てる必要があります。そして、グループホームやホームヘルプなどを利用するときには、こうした福祉サービスを行っている事業所と契約を結ばねばなりません。

病气やけがをしたときは病院や診療所で治療を受けますが、どんな症状なのかを医師に伝え、どのような治療をするのかについて医師から説明を受けます。説明に納得できなければ、さらに医師と話し合うか、セカンドオピニオンを聞くこともできます。なんでも医師まかせにすることはできません。入院するときにはまた手続きが必要になります。健康保険があっても自己負担分は窓口でお金を払わねばなりません。生命保険に入っている場合は、医療費補助が受けられるかもしれません。

こうした、実にたくさんの方が身上監護には含まれま

5 レッスン

身上監護とは何でしょう
か？障害のある人の生活や健康や医療に関する「法律行為」を言います。

身上監護のポイント

まずは、どこで誰と暮らす

かということが障害のある人にとつてはとても重要です。本人の思いを中心に考えることはもちろんですが、本人の健康状態や判断能力、周囲の支援がどのくらい受けられるのかということも勘案しながら判断しないといけません。

また、地域で暮らすために必要な福祉サービスを受けるには、まず障害程度区分の認定を受けなければならない。結果が実態とかけ離れていると思ったら、不服であることを申し立てる必要があります。そして、グループホームやホームヘルプなどを利用するときには、こうした福祉サービスを行っている事業所と契約を結ばねばなりません。

病气やけがをしたときは病院や診療所で治療を受けますが、どんな症状なのかを医師に伝え、どのような治療をするのかについて医師から説明を受けます。説明に納得できなければ、さらに医師と話し合うか、セカンドオピニオンを聞くこともできます。なんでも医師まかせにすることはできません。入院するときにはまた手続きが必要になります。健康保険があっても自己負担分は窓口でお金を払わねばなりません。生命保険に入っている場合は、医療費補助が受けられるかもしれません。



律行為」ではなく、単なる「事実行為」になりますので、後見人の業務としての「身上監護」には含まれません。もっとも、散歩をしながら被後見人の気持を聞いたり、買い物に付き合ったりしながら被

後見人の心身の調子がどうか様子を見たりすることもある（それは、身上監護を行ううえで、必要なことも少なくない）ので、こういう「事実行為」をやつてはいけないということではありません。

6 レッスン

どうやって後見人を選ぶのでしょうか？

知的障害のある人の生活にとって後見人の存在がいかに大切かわかったと思います。預金や自宅などの財産があっても自分ひとりで管理することができない。けがや病気になって病院で治療を受けるとき、介護が必要になってホームヘルパーを派遣してもらったり、施設に入ったりするとき、自分ひとりで手続きをすることができない。そんなときのために、本人に代わつてこうした役割をはたす人が必

要になるのです。それが、後見人です。

誰が後見人に

そのような重要な役割を担う後見人はいったい誰がやるべきなのでしょう？

通常の場合、家庭裁判所はその障害者にふさわしい後見人を見つけきてくれるわけではありません。だれを後見人にするのかは、まずは親族が候補者を選んでから家庭裁判所に申し立てます。身より

のない人の場合は市町村長が候補者を選んでから申し立てます。

その人が後見人としてふさわしいかどうかを判断して最終的に決定する権限は家庭裁判所にあります。障害者（被後見人）がどんな暮らしをしているのか、財産はどのくらいあるのか、後見人になる予定の人とはどんな関係なのか、その人はちゃんと後見人としての仕事をやるのか……いろいろなことを裁判所は考えながら、後見人を選定します。

第三者の後見人

ながらお金がかかります。財産のあるお年寄りの場合はそれでいいのかもしれませんが、あまり収入のない障害者の場合、生活費すら足りないのに毎月2万円も3万円も後見人に支払っては生活できなくなると心配する声をよく聞きます。実際には、裁判所は後見人を受け取る人の財産内で報酬を決めるので、生活ができなくなってしまうということは考えられません。後見人の仕事をしているのにまったく報酬がもらえなくて泣いている社会福祉士もいます。それはそれで問題なのですが、困って

いるときにはお金のことを心配して躊躇するのではなく、まず相談に行きましょう。成年後見制度が目指しているのは、その人がどんな生活をしたのかを考えて、必要な援助を受けられるようにしてくれる「身上監護」です。そのために「財産管理」をして、必要なことに使えるようにするのが、障害者の特性をよく理解して、障害者本人に寄り添って身上監護をするのに、どのような後見人がふさわしいのか、ということを考えなければなりません。



現在、障害のある人や認知症のお年寄りの後見人の8割は親族がやっていますが、それ以外のいわゆる「第三者」の後見人としては、弁護士や司法書士や社会福祉士などの専門家がやっている場合がほとんどです。たしかに、こうした専門家に任せれば、財産管理やさまざまな契約の手続きなどについては安心です。ただし、こうした専門職に後見人を頼むと、当然のこと

7 レッスン

親は後見人になれるのでしょ うか？

もちろん、なることができません。お金のない知的障害者の場合、ほかに後見人をやってくれるような人がいない場合、とりあえず親が後見人になるというケースは珍しくありません。これまで障害のある子と誰よりも長い時間を共に暮らし、辛いことも楽しいこともたくさん共有してきた親子が、障害のある人のことを最もよく知っている存在であ

ることは間違いありません。

親が後見人になること

しかし、親が後見人になるのは本当にいいことなのでしょうか。親は障害のあるわが子の後見人にふさわしいといえるのでしょうか？
障害のある子のことを誰よりも深く大切に思っているのは親だと思えます。しかし、誰よりも深く大切

に思っていることが、後見人の適性を判断する（ものさし）になるのかどうかは別だと思えます。誰よりも大切に思っていることが、知らず知らずのうちに障害のある本人に対して管理的な態度になったり、自由を束縛したりすることがないとは限りません。むしろ、少し心理的な距離を置いた人の方が、障害のある人の後見人にはふさわしい場合があるのかもしれない。

親はわが子が生まれたときから最も身近にいる存在であり、誰よりも障害のあるわが子のことをよく知っているのだからと思えます。しかし、障害のあるわが子のすべてを知っているわけではありません。むしろ、親だからこそ見えないことがあふないこと、知らないことがあることに気づくべきです。

か。親に反発を感じたことは一度もありませんか？
親には見えないことが子ども自身にはいっぱいあって、親の思いからはみ出した部分で冒険したり、失敗したりしながら、自らの人生を切り開いて行くのです。それは障害のある子だって同じです。親だからこそ見えないことが、障害のある本人の人生にとつてとても大事なことであったりするのです。
親はわが子のが可愛くて無償の愛を惜しげもなく注ぐものです。障害のある子の場合にはなおさら不憫さが募り、何もかも犠牲にしてわが子のために尽くしたりします。
しかし、注意深く見てみると、「わが子のために」と思っ

いからです。

人生を見据えて後見人を考える

親にしかできないことはたくさんあります。それは後見人の業務とは質が違うものかもしれません。

知的障害者の後見人になる人が圧倒的に不足し、障害者の所得が低くて後見人に払う費用も捻出できないままなのに、福祉の世界にも「契約」が導入されて後見人が必要だと盛んに言われているのが現状です。やむを得ず親が後見人になっているケースは多く、それ自体を否定したり批判したりするつもりはありません。ただ、障害のある子のこれから人生を考えるときに、もう一度スタートラインに立って親である自分自身のこと、障害のある子ども自身のことを見つめなおしてみることがとても意義があると思えます。

親のための テキスト



わが子のために

あなたの親はあなた自身のことを完璧に何もかも知っていたでしょうか。あなたの人生は、親の思い描いた理想と完璧に一致しているでしょう

あなたの親はあなた自身のことを完璧に何もかも知っていたでしょうか。あなたの人生は、親の思い描いた理想と完璧に一致しているでしょう

わが子のために
わが子の後見人であることを考えることは、わが子のこの先の人生を考えることでもありません。親自身の人生を考えることでもありません。

育成会プロジェクト

NEWS

親向け・本人向け

権利擁護・成年後見ワークショップモデル研修会 報告

親向け ワークショップ

NPO法人ふわり
戸枝陽基

前回のPandA-Jで紹介しました通り、全国8会場で「わかりやすい成年後見制度ワークショップ」と題しまして、権利擁護・成年後見などについての勉強会を開いています。

ここでは、その勉強会がどんな進行で、何を学んでいるのかを紹介したいと思います。

親亡き後では 遅過ぎる…… 当事者性を持つとう

勉強会の冒頭、46歳の若さでガンにより余命半年となった、ある知的障害の子どもを持つお母さんの地域生活にこだわり、その生活をしっかりと支え続けるために権利擁護の仕組みを作るに至った想いの経緯をまとめたDVD映像を見て頂いています。

力強く、元氣そうに自分の想いを語るお母さんと、楽しそうに地域生活をする子ども。一見ほのぼのとした風景が淡々と流れた後に……そのお



大阪地区シンポジウム

母さんがガンで亡くなった事実を確認する参加者の皆さん。ほのぼのの淡々の後だけに、お母さんの突然亡くなったように感じるリアリティが、自分もいつ何がかわからな

まずは遺言書の 書き方を知ろう

というリアリティとなって参加者の心に迫ります。そうして、権利擁護が必要になるのは遠い未来ではないという当事者性を持って、皆さん真剣な顔で勉強会に入っていきます。

勉強会は、まず、遺言書の書き方講座から始まります。遺言書の種類、それぞれの長所と短所。手続きの仕方とそれに掛かる費用。

自分で自分の立場をしっかり語り、財産等の保全ができない子どもを持つている場合、その子どもの親亡き後を含めた緊急時にどうしたらいいのかという事は、きちんと取り決めておかなければ、いざという時にその権利が護られないかも知れません。

そして、それは、何も年配の親御さんだけが必要な話ではありません。緊急の事態は年齢などに関係なくいろいろ

な形でやってきます。その備えを遺言書という形にすることを学びます。

権利侵害などから 暮らしを護る

図1をご覧ください。これは、障害のある方の権利侵害の中で多くある事柄について例示したものです。障害のある方の生活には様々な危険が付きまといまふ。また、その危険をきちんと自己判断で回避できない場合、何らかの支援が必要となるのです。

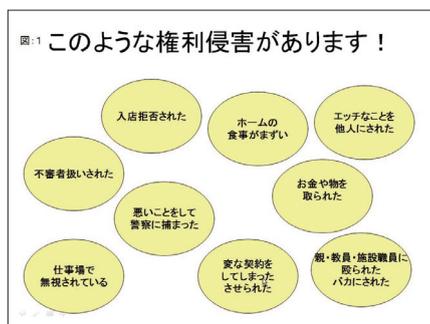


図2では、こういった権利侵害に対して、「ともに考える」

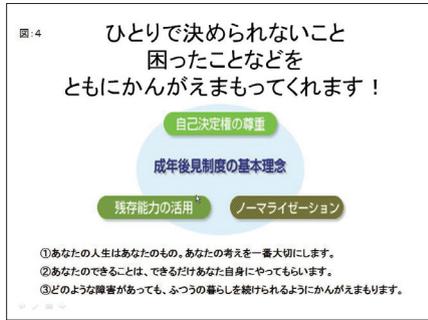
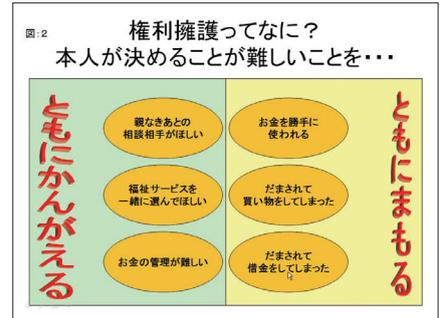


図4では、成年後見制度の基本理念を確認します。3つの基本理念は、成年後見制度に限った考え方ではなく、広く権利擁護全般に貫かれる大切な考え方です。

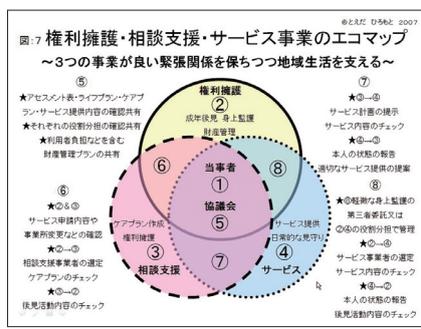
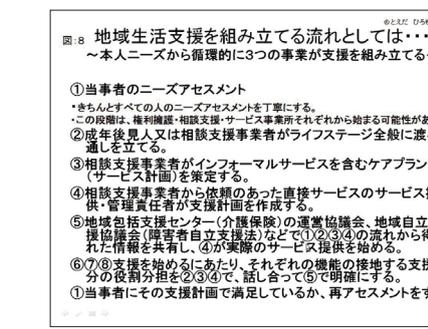
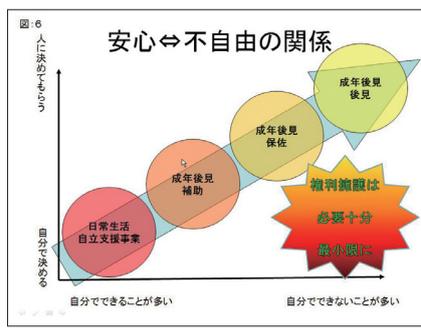
「ともに護る」という2つの支援のあり方を説明し、図3で、さらに、緊急時の対応である「ヤバイことがあったとき」についても説明がされます。ここで、どんな機関、どんな専門家に権利擁護を行ってもらえるのかを確認する訳です。

図5、図6は、成年後見制度の基本理念から派生する、成年後見制度利用のメリット・デメリットの整理です。成年後見制度利用のメリットとして、様々な「できるよになる」ことがあつた訳ですが、成年後見制度を利用する対象者であると認定されることで加わる様々な社会的制限「できなくなる」こともある訳です。

図5、図6は、成年後見制度の基本理念から派生する、成年後見制度利用のメリット・デメリットの整理です。成年後見制度利用のメリットとして、様々な「できるよになる」ことがあつた訳ですが、成年後見制度を利用する対象者であると認定されることで加わる様々な社会的制限「できなくなる」こともある訳です。

図5、図6は、成年後見制度の基本理念から派生する、成年後見制度利用のメリット・デメリットの整理です。成年後見制度利用のメリットとして、様々な「できるよになる」ことがあつた訳ですが、成年後見制度を利用する対象者であると認定されることで加わる様々な社会的制限「できなくなる」こともある訳です。

図7、図8は、さらに大きな視点で、障害のある方の生活を護るために、権利擁護・相談支援・サービス事業の3つが協働し、時にチェックし合いながら連動していくシステムを説明したものです。お互いをチェックすると考えると、それぞれの機能は法



このような仕組みが各地に形作られるように、より一層の啓発活動が必要になると思います。



本人向け ワークショップ

白梅学園大学
堀江まゆみ

「本人たちといっしょに権利擁護・成年後見制度を考える」ためのワークショップも、大阪地区と兵庫地区で行いました。ロールプレイを交えての楽しいワークショップです。ですが、皆さんの経験してきた「いやだったこと」にはやはり重みがありました。

本人向けのワークショップではパワーポイントやロールプレイをしながら以下の3つを考えます。

① 権利擁護—「今困っていることはなんだろうか」「解決するには？」

いじめ、暴力、性的被害、消費者被害、あるいは、福祉サービスの契約書、親と意見が違ったときは？ などこれまでの経験を振り返り、困ったことについて考えます。

② 契約—「どんな契約があるのか」「難しいときは？」

「アパートを借りる、福祉サービスを利用する、消費者被害にあう。契約とはなにか？ 契約書が難しい時は助っ人に相談する。親、支援者のほかに後見人がいることを知りま

す。

③ 成年後見制度—後見制度とは何をやってくれる制度なのかを具体的に話します。

「困ったこと」とは？

いちばん多かったのが小学校時代のいじめ。嫌なことを言われた、暴力された、金銭搾取されたことも参加者から口々に出てきます。当時の悔しかった思いを訴えるように話してくれるのですが、「じゃそのとき誰かに助けてもらえなかったか？」には皆さん答えられず下を向いてしまいます。助っ人がいなかったのです。

契約ってなに？

「アパートを借りるときの契約書って？」と「布団の次々販売—だまされた？」をロールプレイで再現しながら、契約の意味を皆さんで考えました。契約Ⅱ約束、契約書の中身を吟味することが大事。アパートの契約は楽しいですがさすがに消費者被害でだまされるのは嫌です。悪質業者と契約する瞬間（サインや印鑑）には「ダメー」という応援が入るほど。こういうとき「助っ人」が必要なこと、安心であることはいっしょに理解します。

成年後見制度って？

「わたしには補助人がついていましょ」

成年後見制度とは何をやって

くれるものでなにかが自分にとっていいことなのか。パワーポイントとロールプレイで伝えるのですが、生活に根ざした具体的な実感を伝えるのは難しい。しかし、ある参加者が助け舟をだしてくれました。

「私には補助人がついていない。今住んでいる公団を借りるときに補助人といっしょに（契約を）やりました」。結婚したこと、補助人が契約書の内容を説明してくれたこと、相談できる人がいると安心なことを静かに語ってくれたのです。皆さん、「そっか。そうなんだ」と納得。

本人の皆さんとのワークショップは、参加者の経験に寄り添いながら進めます。ワークショップの機会を通じて、本人さんたちが抱えている困難の事実を受け止め解決方法をともに考え続けることだと思っています。ご一緒に考えてくださる方を募集しています。

だれにも聞けない 成年後見の疑問に答えます

答えは、障害者の権利擁護や成年後見に詳しい大石剛一郎弁護士、「知的障害者の成年後見の原理」の著者でもある社会福祉士の細川瑞子さんの意見をもとに構成しました。

知っているようで意外に知らないのが成年後見制度。いまさら聞けないし、どうしよう？……。という人のために、〈だれにも聞けない成年後見の疑問〉を特集します。成年後見に詳しい弁護士と社会福祉士が、みなさんの疑問に答えてくれます。ここでは、「タカシ弁護士」、「サエコ社会福祉士」といたします。司会は私、「マコト」です。



司会・マコト

サエコ社会福祉士

タカシ弁護士

質問

後見人になった人がどうも知的障害のことを理解していないような気がして不安です。あまり息子に会いにもいってくれません。辞めてもらおうと思ったのですが、断られました。後見人を替えるためにはどうすればいいのでしょうか？



家庭裁判所の担当調査官に文句を言ってください。こんなときは弁護士を利用するのも有効かと思えます。最近は家裁も身上監護の重要性に耳を傾け、目を向けるようになりつつあります。身上監護義務違反による解任を定着させることは、成年後見制度を本当に本人のための制度にしていくうえで重要です。



しかし、家庭裁判所は「後見人がどうも知的障害者のことを理解してくれていない」などという曖昧な言い方をしても聞いてくれるのでしょうか。親の言うことなんか相手にしてくれないのではないかと思ってしまう。だから、そういうときは弁護士を利用するわけですね。「なんとなく理解してくれない」とか「どうでもいいように思われ

ている気がする」という親としての感覚は大事にしないとイケないと思います。わが子のことについて親は神経を研ぎ澄ましていたりするものです。ただ、「なんとなく……」というだけでは家庭裁判所は説得できませんから、何か客観的な事実や証拠が求められます。やはり、そういうことに長けた弁護士に相談してみるのがいいでしょうね。



後見人が不適切な人
だと思っても、いった

ん後見人になった人を替えることはとても難しいというのが現実です。不正な行為や著しい不行跡がないと、家庭裁判所は後見人を解任できません。また、プロ（専門家）の後見人が、もしも後見人を解任されると、それが欠格事由となって、二度と他の人の後見人になることもできなくなります。それだけ後見人の解任や交代というのは大変なことなのです。それでも、わが子の後見人が不適切であると思う場合には、辞任を促すしかありません。このあたりが特定の個人が後見を引き受ける「個人後見」の怖いところですね。その人の資質次第で障害者の人生が大きく左右されてしまいますから。

質問

2

後見人になってくれた人がちゃんと身上監護をしてくれるのか不安です。私（親）がしばらく後見監督人になってチェックしたりフォローしたりしたいのですが、後見人や裁判所は納得してくれるでしょうか。後見監督人になるには裁判所とどのように交渉すればいいのでしょうか？



この人なら障害のあるわが子を託せると思っ

て後見人になってもらっても、その後見人だつて変容しないとは限りませんよね。事業に失敗して借金を背負ったり、魅力的なスナックのママに夢中になって仕事がおろそかになったり……。変なたと



今はまだ、財産的利益的相反が予想される

えですが、その人の人生なんてこの先に何が待っているのかわかりません。どんな人だつてずっと順風満帆なばかりではありません。障害のあるわが子を守るために、何重にもチェック体制を整えておこうという考えは大事です。後見監督人というのは一つの有効な手立てではあります。家庭裁判所にそうしたことを訴えて認めてもらう努力を重ねてみてはどうでしょうか。

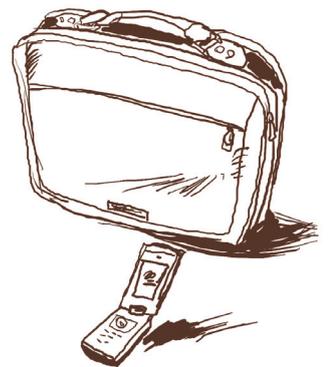
ケースに後見監督人がつく、というのが通例です。「何があるかわからないから」という漠然とした心配から後見監督人が認められることはあまりありません。しかし、質問1の「どうも後見人が知的障害



現状では、後見監督人は一般的に家庭裁判

者のことを理解してくれない」と思ったときと同様に、身上監護の重要性を定着させていけば、その監督の必要性・可能性にスポットライトがあたり、親族の後見監督の道が開かれると思います。それを先取りして、身上監護に関する監督という意味での親族後見監督を求めていくことは有意義だと思えます。ぜひ、やってみるべきです。

所がやることになっています。しかし、それは財産管理が中心です。後見人のほかに、後見監督人を付けるかどうかは家庭裁判所が判断します。必要だと思えば、親も後見監督人になるのを申し立てることができます。後見人を公募し



て、市民を後見人にしていくという「市民後見」を始めたところでは、資質に不安があるため、社会福祉協議会に後見監督人をさせる家庭裁判所もあります。また、後見監督人ではなく、複数の人で後見する方法もあります。親と第三者による「複数後見」です。

質問 3

知的障害のある息子は「オレには後見人なんかいらぬ」と嫌がります。しかし、悪質商法に引っかかったりもするので心配です。本人が「嫌だ」と言っても後見人は付けられるのでしょうか。裁判所に納得してもらうには何が必要でしょうか？



本人が嫌がっても、本人が不利益を受けている事実と、後見レベルであるとの医師の診断・鑑定があれば、後見人を付けることはできます。しかし、無理やりに後見人を付けるのではなく、粘り強く、説明して、社会福祉士なども巻き込んで説明して、必要性を納得させてから、手続を進めるべきだと思います。医療行為には基本的に本人の同意が必要であるのと同じようにです。



障害の程度が軽度の人には補助あるいは保佐類型でしょうから、同意がないと難しいでしょう。被害にあわないために、と言っても説得は難しいかもしれません。しかし、何でも「イヤ」と



言ってしまう人もいます。被害にあわないために、ということも納得してもらうためには、本人が信頼する支援者になってもらうのが一番でしょう。また、現実に消費者被害にあつて、不利益を被ったとかが、後見人の申し立てをする好機かもしれません。

なぜ、障害のある本人は「オレには後見人なんかいらぬ」と怒るのでしょう。後見人とは自分のことを縛り付ける人と思つていられるのでしょうか。あるいは障害者として扱われることが嫌なのでしょうか。軽度の障害者は、幼いころからいじめられたり相手にされなかったりして劣等感を抱いている人が結構います。だから、見知らぬ誰

かにやさしくされたり、おいしいもうけ話を持ちかけられたりしたとき、それに飛びついてしまいがちになるのです。ひどい男にだまされる、悪質な障害者が多いのは、そうした劣等感があるからなのかもしれません。そんな劣等感を理解し、愛してくれる人こそ後見人としてふさわしいと思います。親亡き後、わが子が自由に充実した人生を歩むためには、そのような後見人がいると安心です。「後見人なんていらぬ」というわが子の言葉にだけ反応するのでなく、だからこそ、理解してくれる後見人が必要なのだと思います。根気強くわが子を説得し、相性の良い後見人を探しましょう。



特集

権利擁護

障害者の権利はいま

人間の尊厳を深く傷つけるもっとも卑劣な犯罪の一つ、性犯罪。知的障害者の女性がこうした犯罪の被害者になる事件は後を絶たず、深刻な問題となっている。

あるオーストラリアの研究では、強姦事件の場合、知的障害のある人に対する犯罪の割合は、障害がない人全体に対する犯罪の割合に比べて10倍に上るといふデータが示されている。

国内にはこうした健常者との比較を示すデータはほとんどないが、被害の性質上、表面化するのは氷山の一角とみられ、現在も苦しんでいる障害者やその家族たちがいることは想像するに難くない。知的障害者を性被害から守るにはどうしたらよいのか、万一被害を受けた場合はどう対処したらいいのか、過去に起こった3つの事件を通して考えてみた。

性被害を許さない！

ジャーナリスト 太田敦子

性被害の事件・ 裁判から 見えること

障害者の声が届いた

水戸・アカス紙器事件

事件の概要

一つ目は茨城県水戸市にあった紙器メーカー社長が雇用していた知的障害者に対し長期間にわたって身体的、精神的暴力を繰り返し、女性従業員に対しては強姦などの性的虐待を行っていた事件。この事件は「聖者の行進」というタイトルでテレビドラマ化され、記憶している人は多いかもしれない。

1995年に長年にわたる犯行が発覚後、社長は暴行や障害者雇用助成金詐欺の容疑で逮捕、起訴され有罪が確定したが、性的虐待についての立件は見送られた。その後、3人の女性被害者たちが民事裁判を起こし、性的虐待などに対し社長に損害賠償を請求。裁判では「知的障害者の証言の信用性」が焦点となったが、最初の提訴から8年たった2004年、水戸地裁はこれをほぼ全面的に認める判決を出した。

被害者の声を法廷に

民事裁判では、若手弁護士12人による弁護団が結成された。刑事事件として立件のネックとなったのは、知的障害者の証言からは犯行日時などを特定できないために事実認定が困難とされた点。たとえば、ある被害者は虐待された日付について検察官に質問されると「12月」と答え

たが、その直後、再び同じ質問に「8月」「4月」と答えたという。弁護団の一人、黒岩海映弁護士は「性的虐待はほとんどが密室で行われ、物的証拠がないという特徴があります。だからこそ他の犯罪に比べて被害者たちの証言が重みを増す。捜査当局にとって犯行日時を特定できないということは立件を躊躇させたのでしょ」と話す。

被害者たちの声を証言として法廷の場に届けるためにどうしたらよいか。司法の場での知的障害者に対する理解不足を痛感した黒岩弁護士らは、障害者の能力や心理的な特性などについて正しく知ってもらうため、研究者や知的障害者のケアに携わる専門家の協力を得て研究報告書を作成、意見書として裁判所に提出することにした。知的障害者が原告となった同様の事件の判例はほとんどなく、裁判での証言を念頭に置いた研究も見あたらない。何度も夜遅くまでの会合を重ね、1年半かけて報告書をまとめあげた。

その報告書「裁判における知的障害者の供述」では、知的障害者は楽しかったとか辛かったなど自己の感情を伴う記憶は健常者と同様、記憶として残りやすいが、日時や場所などといった客観的な事実についての記憶に弱点を持つことなどを指摘した。

認められた被害者の証言

裁判では加害者である社長が虐待を全面的に否認。直接的な物証がない中、被害者の供述の信用性が最も大きな焦点になった。

その結果、水戸地裁は「知的障害者は感情を伴う体験については長時間記憶しており、その記憶の内容、衰退の速度などは健常者と変わらない。

太田敦子

90～97年まで毎日新聞記者。東京大学情報研究所(当時)で修士課程を修了した後、99年からNHK記者に。現在はニュース制作を担当。駆け出しのサツ回り時代、野沢編集長にしごかれた過去を持つ。

身体的暴行、強姦などを受けたために強い恐怖感、嫌悪感などの感情を伴って記憶していることから一貫した供述をしているものと認められる」としてほぼ全面的に弁護側の主張を認めた。さらに、日時や場所についての供述が変遷していることについて「身体的暴行や性的被害を受けたこと自体の供述の信用性が減殺されることにはならない」と断定した。

「もう一つの重要な点は、知的障害者を取り巻く構造的な問題に触れていること」と黒岩弁護士は振り返る。判決では「知的障害者がこの紙器メーカーのような一般企業に就職することは大変困難であるため、障害者や家族は大変幸運なことと思いい、一度就職した企業から退職するようなことは極力我慢する状況にある。被害者らが再就職の見込みがないのに虚偽の刑事告訴や民事訴訟を起こすとはどう考えてほしい」と結論づけている。実際、被害者やその家族たちはその会社で働けることを誇りに感じていたという。知的障害者の就労環境が十分整っていない中、雇用者と被雇用者の間の力関係の差は大きくなるばかりで、こうした事件を生む温床になっている。

刑事裁判で勝つということ

千葉県茂原市の事件

事件の概要

次は、刑事事件として立件され、決着を図ったケースを紹介しよう。福祉施設から派遣され、千葉県茂原市にある紙器会社で働いていたA子さんは派遣先の社長から繰り返し体を触るなどのわいせつ行為を受けた。これに気づいた母親が警察に相談し、告訴。社長は2004年2月、準強制わいせつの容疑で逮捕・起訴された。社長は逮捕された当初「合意の上だった」などとして容疑を否認したが、その後容疑を認めた。1審で懲役3年8か月の実刑判決を言い渡されたが、社長は控訴、2審でも有罪となり懲役3年2か月の実刑判決が確定した。

聞いてくれるまで帰らない

この事件では、事件に気づいたA子さんの母親はすぐに警察に電話した。しかし、電話口では忙しそうなお口ぶりで「示談したらどうか」とあしらわれたという。そこで「話を聞いてくれるまでは帰らない」と警察に乗り込んだという。そして厚生労働省研究班（堀江まゆみ代表）が作成した冊子「知的障害のある人を理解するために」を捜査にあたる警察官に手渡した。当時の状況をA子さんと母親に聞いた。

——警察はどのような対応だった？

母親 実際に行ってみたら電話の時と違って、2人の刑事がいてねいに話を聞いてくれた。1人は女性だった。一通り話を聞いた上で「改めてもう一度聞かざる強い意志はあるか」と確認された。いろいろ大変なので、途中で取り下げる人も多いということだった。

A子さん 女性刑事はとても話を聞くのがうまくて、最初は緊張したけれど、リラックスして話すことができた。話を聞いてくれるだけで気持ちが悪く落ちてきた。

母親 最初は知的障害者についてわかってないな、と頭にきたこともあったが、女性刑事が「私たちが勉強しながらやっていきます」と言ってくれた。

母 法廷に立つ

告訴から約5か月後、社長は逮捕・起訴された。その後の公判には母親と父親が足を運び、母親は証人として法廷にも立った。

——証言に立つことは負担ではなかったか。

母親 障害者に対する卑劣な行為が許せなかったので、迷いはなかったむしろ、ここでしか言えないと思った。これまでA子を「努力してくれればいいことがあるんだよ」と励ましてきたのにこういう形で裏切られたことに対する悔しさを、自分の言葉でありのままに訴えることができた。

——辛かったのはどんなときか。

母親 告訴してから社長が逮捕されるまでの間。本当に警察は動いてく

れるのかと不安になったり落ち込んだりした。障害者を持つ親や支援者の人たちが声を掛けてくれたり、公判が始まると傍聴に来てくれたりしたのが支えになった。

加害者には社会的制裁を

性犯罪の場合、警察の取り調べやその後の裁判で被害者が受ける負担を考え、告訴を躊躇するケースも多い。しかし、迷わず告訴した理由についてA子さんの母親は「これだけの卑劣なことをしたのだから社会的ダメージを受けるべき。民事事件としてお金を払って解決させ、何食わぬ顔でまた社会生活を続けるのは許せない」と話す。

当時、A子さんが作業所ではなくこの会社で働けることを家族も心から喜び誇りに思っていた。母親は「私があまりに喜んだので逆にA子に負担をかけたのかもしれないと考え悩んだ時期もあった」と振り返る。

A子さんは周囲になかなか被害を打ち明けられなかった理由について、「会社には同じ施設から自分以外にも障害者が派遣されているので迷惑がかかるといけないと思った。自分が我慢すればいいと思った」と話す。現在の気持ちを聞くと「いろんな人が自分の話を聞いて動いてくれた。話せないときは苦しかったが、今はとてもすっきりしています」と穏やかな笑顔を見せてくれた。

「依存」の悪用を許さない

友部病院事件

事件の概要

3つめに紹介するのはこれまでのケースと違い、病院の看護師と女性患者の間に起こった事件だ。茨城県立友部病院の50代の看護師が患者である学習障害の未成年の女性にわいせつ行為をしたとして1999年4月、児童福祉法違反などの容疑で逮捕された。しかし、看護師は容疑を否認し、嫌疑不十分で不起訴となった。このため女性は看護師と茨城県

に対して損害賠償を求めて提訴。1審は「女性の主張は不自然」などとして棄却されたが、2審ではわいせつ行為があったことを認め、看護師と監督責任のある茨城県に損害賠償を支払うよう命じた。

「恋愛」の落とし穴

この事件の特徴であり、事件としての扱いを難しくしたのは看護師と女性との付き合いが非常に親密だったという点だ。といっても男女として交際をしていたわけではない。看護師は時折パニック症状を起こすなど精神的に不安定になる女性とその母親を、全面的にサポートする状況にあった。パニック症状を起こした際は、抱きしめて取まるのを待つこともあったし、夜遅く自宅を訪問することや、逆に親子が看護師の自宅を訪ねることも頻繁にあった。女性だけでなく母親も心から看護師を信頼し、頼り切っていた。こうした背景を理由に、捜査にあたった検事は「女性には恋愛関係があり合意の上だった」として立件を見送っていた。

「それが理解不足、間違いなんです」と民事裁判の弁護団の1人、杉浦ひとみ弁護士は指摘する。精神障害者や知的障害者が、医師や看護師など自分をサポートしてくれる医療従事者との間に築きがちなのが相手への極度の「依存」だ。相手が異性の場合、その「依存」から恋愛のような感情が生まれることがあるという。裁判の中で看護師自身、「女性が自分を信頼し恋愛感情を抱いていたことを知っており、女性に多くのプレゼントもした。他の患者に比べて相当深く関わり、性的関係を疑わなくても仕方ない」と供述している。また、女性は「看護師に、誰にも言うな、言ったらもうパニックになっても助けてやらない」と言われて絶望的な気持ちになった」と話している。看護師が女性に対して行ったのは、まさに相手の感情につけ込んだ行為なのである。

問われる警察、検察、司法機関の認識

2審ではわいせつ行為があったことが認められ事実上の勝訴となったが、それでもすべての行為が認められたわけではない。性的暴行については判決では「推認し得る余地がないとはいえない」としながらも、客観的証拠が存在しないことを理由に「立証が尽くされていない」として

認めなかった。

杉浦弁護士は「捜査機関や司法機関は、知的障害者は数字や日時などを記憶するのが苦手だという配慮が十分払われていないうえ、医療従事者との間に生まれる『依存』や『転移』など独特な人間関係について理解がされていない」と指摘する。捜査段階や裁判での聞き取りでは、信

性被害にあわないためには あってしまったら・・・

教育こそ最大の予防

知的障害者を性被害から守るにはどうしたらよいか。これまでに触れた事件に関わった弁護士、それに福祉関係者たちが声をそろえて指摘するのが、性教育の重要性だ。知的障害者は性に関する情報に触れる機会が少ないこともあり、性的な行為をされても本人が被害に気づかない場合もあるし、その行為の重大性を認識していない場合もある。黒岩弁護士も「障害者と性の問題はタブー視されがちだが、障害者にとって性教育が必要」と力を込める。すでに性教育を実践している施設もある。男女の体のしくみなどはもちろん、人形などを使ってどこを触られたりどんな行為をされたら「いやだ」と拒否の気持ちを表し、他の人に伝えるかなど具体的に指導しているという。

知的障害者は、外に訴えないから“とみなされて被害にあいやすい傾向がある。小さい頃から自分の発言をあまり受け入れてもらえず、常に親などから「お前が悪い」と否定されていると、被害にあっても「自分が悪いのかもしれない」「自分が我慢すれば」などと考えて抱え込んでしまいがち。自分から声をあげられるようにすること、セルフチェックが一番重要なんです」と杉浦弁護士も話す。

頼める看護師を同席させて動揺を防ぐなど配慮が感じられる面もあったという。しかし、まだ試行錯誤の段階のようだ。杉浦弁護士は「何より捜査・司法関係者が障害について正しい認識を持つことが不可欠で、そのために専門弁護士など専門家が情報を積極的に提供していく必要がある」と考えている。

すぐに相談を

それでも被害にあってしまったら・・・。当然のことながらすぐに第三者に相談することだ。警察に話すことに抵抗があったら、福祉団体などが行っている電話110番や自治体の窓口、それに弁護士など。これまでに指摘してきたように、性犯罪は密室で行われることが多く物的証拠がほとんどないのが特徴で、証言が何より重要な証拠となる。しかし、知的障害者の場合、周囲の影響を受けやすいといった特徴があり、初期に適切な質問が行われないと正確な証言が得にくくなってしまふ。特に親は中立な立場をとるのは難しく、ついつい感情的になって誘導的な質問をしてしまいがちだ。千葉県茂原市の事件で紹介したA子さんの母親は「私があればこれ言ったら母親が誘導していると思われ、逆にこの子に不利になってしまう」と考え、A子さんできるだけ問いつめないように必要な事項だけ聞き出したあと、警察の事情聴取に任せたといい。

もちろん、まずは警察や司法の場で証言の適切に聞き取りを行うシステムの構築が必要なのは言うまでもない。何度も同じ質問で負担をかけるようなビデオ録画を使った聞き取りの導入や関係者のスキルアップなど、検討すべき課題はいくつもあふ。性被害はPTSDを引き起こしたり、その後に大きな精神的・肉体的ダメージを残すことが多い。知的障害者が理不尽な被害者とならないよう、迅速な取り組みが求められている。

「ストップ! 性被害」
ワークショップ

「自分で守る」 性被害にあわないために セルフ・アドボカシーに向けて

白梅学園大学 堀江まゆみ

知的障害のある人が性被害にあわないためには、あるいは、もしあつてしまったらどう守ればいいのか。ここではこれまで取り組んできた性ワークショップの実践を紹介しながら考えてみることにする。

「自分で守る」 セルフ・アドボカシー

まず権利擁護における性ワークショップの位置づけを整理してみる。

権利擁護には3つの視点がある。裁判などの「組織としての権利擁護」(裁判における証言の問題など)、身近な人による「個々の侵害の早期救済の仕組み」(警察官が知的障害を理解するプロジェクトなど)、そして「自分で自分を守る」(セルフ・アドボカシー)である。性ワークショップは知的障害のある本人が性トラブルから自分を守るためのセルフ・アドボカシー実践でもある。

小さな被害のときにこそ イヤと言えるように

重篤な性被害が起こる前には必ず軽微な性的不快体験がある。「なんとなく体を触られたらしいが、断れずにいたらレイプに至ってしまった。もっと早く気づいていれば防げたのに」。このような繰り返しを各地で聞く。ナンシー・フィッツシモンズIIコバ教授(イリノイ州立大学)は「権利侵害は小さな被害と大きな被害が連続体として生じする」から、小さな被害や不快体験を早くに気づきそこでストップさせることが大事だという。軽微な被害に早く気づける位置にいるのはやはり本人。性被害ストップのキーのひとつはセルフ・アドボカシーである。

警察官といっしょに ワークショップを

そこで全国の親や教員、支援者た

ちが各地で性ワークショップに取り組んできた。

親たちが作る「安全ネット」で行ったり、通所作業所の本人活動や特別支援学校の進路教室で取り上げたりと、実施形態はさまざまである。ワークショップには地元の警察署の警察官たちが参加し、痴漢撃退のロールプレイを本人たちといっしょに行うなど、解決のための人的ネット作り



写真1 都立南大沢学園特別支援学校での性ワークショップ―「性的いやがらせとその対処を学ぶ」―警視庁八王子警察署地域課の警察官といっしょに

も合わせて行ってきた(写真1 特別支援学校でのワークショップ。生徒たちが警察官に質問し相談する機会が大切である)。

性ワークショップで 伝える3つのこと

ワークショップの実践を積み上げる中で、本人に伝えるべき内容も精選されてきた。

ひとつが「被害認識の自己覚知・支援者との共有」である。知的障害のある人の中には、性的な行為をされても被害と気づかない、自分になされた行為の重大性を認識しにくい、言葉で伝えても行為と結びつきにくい人が少なくない。

そこで性ワークショップでは、ロールプレイを通して性的な嫌がらせや性被害の場面を見てもらい、「こんな行為は『嫌なこと、性被害』である」という、被害の気づきを体験してもらう。ワークショップの前に

「被害体験はない」と答えた人でも、ロールプレイを見ると「わたし、こういうこととされている。こういうことも被害なの？」と日常の体験を想起し、被害を訴えてくれることがある。実は驚くほど多い。それだけ本人たちは性被害のリスクに囲まれているのだから、多くの性被害が埋もれているだろうことを痛感する。

またここで大事なことは、被害認識を教員や親、支援者が本人とともに共有することである。被害が起きたら解決に向けて周囲の人に相談してほしいのだが、いちばん相談しにくいのが親や支援者だと本人たちはいう。叱られるから、心配掛けたくないから、と。ワークシヨップの中ではあらためて「被害を受けたのはあなたが悪いのではない」「こんな些細なことでも被害である」「被害はほっておくとどんどん大きくなる」ことを本人といっしょに確認する。

次に、「解決方法があること」を知る。泣き寝入りしない、諦めない、断るための方法を知る。これもロールプレイで進める。「痴漢にあいそうになったら、あなたならどうする?」。グループで話し合ったあと、「では実際にやってみましょう」と解決方法のロールプレイを本人たちが参加して行う。やめてくださいと

いう、席を離れる、隣の人に訴える、などいろいろな方法があることをわいわい賑やかに行う。

「アンカー効果」

ワークシヨップを進めるうえで大事なことは、情動的体験を伴う成功体験であると言われる。私たちは楽しかった遠足」のことはふと思い出すしよく覚えていて。笑ったり悲しんだり驚いたりという感情を伴う体験は、アンカー効果（船のいかり効果）として記憶に位置づき、必要なときにふと想起される。だからどんなに稚拙な断り方であっても、皆でわいわいと楽しく成功体験を重ねておくことがとても大事なのである。

実際にこんなことがある。ある性ワークシヨップに参加した男子が、数週間後、街の中で知らないおじさんに声をかけられビルの隙間に引き連れられ、パンツを半分まで脱がされそうになった。男子はワークシヨップでやった「大きな声で助けを呼んだ体験」を思い出し、ワート言いながら通行人に助けを求め事なきを得たという。消費者被害ワークシヨップでも同様なセルフ・アドボカシー事例（自分で断った）があとこちで起きている。本人たちに「自分で自分を守るスキル」を伝えるこ

との重要さと効果は、こうした本人たちのエピソードが教えてくれる。

どこの誰に相談しますか？

ワークシヨップで最後に必ず行うのが、「もし被害にあったらどこの誰に相談するか、顔を思い出して3人挙げてみる」である。一般的な誰かに相談しましょうではない。自分が信頼し話そうと思うのはいったい誰かを一人ひとり考えてもらいたい。お母さんよりもお兄さんの方が相談しやすい、卒業しちゃったけどやっぱり学校の○先生がいい、弁護士の△さん。多彩な名前が出てきて、賑やかな「自分が信頼する人自慢大会」になる。一人ひとりの頭の上に相談者の顔が見えたらワークシヨップの終わりである。

性ワークシヨップ DVD制作中

現在、「自分で自分を守る」ワークシヨップのための実施マニュアルと教材DVDを制作している。NHK厚生文化事業団が進めるもので筆者も監修に加わっている。

教材DVDには消費者トラブル編、性トラブル編、社会的逸脱行動編があり、それぞれ街の中であいやすい被害の場面がいくつかの短編の



写真4
「肩を揉んであげる? いやです」



写真3
「こんなことされたらあなたはどのようにする?」



写真2.
性被害(女子)、「性被害・痴漢一嫌という」



写真5
性ワークショップ「性的逸脱行動の理解と回避方法」
—男子、小さい子どもの頭に触っては？ いけない—



写真6
性ワークショップ—男子、適切な対人距離ってどこまで？—

性加害のワークショップ

性トラブルには性被害とともに性
再現ドラマとして収録されている。背景をデジタル合成しわかりやすい場面提示にしてある。またドラマの区切りの中で「このあとどうなるだろうか？」という問いかけの分岐点をいくつか設定し、ワークショップを進めながら本人たちと一緒に考えられるような構成となっている。実際にワークショップを行った授業の場面や安全ネット活動（東京都あきらの安全ネットの皆さん）も収録されている。DVDは主に特別支援学校等で活用してもらえるように配布する予定である。ちなみに再現ドラマの登場俳優は教員の皆さん（問合せは堀江まで）。

加害の問題も大きな課題となっている。「小さな子の頭を撫でて通報された」「女友達と仲良くしたいが近づきすぎて訴えられた」など人との関係の取り方が適切でないために加害となってしまう場合や、適切な性の理解や調整ができず「性的逸脱行動」（やっではないけない行動）に至る場合もある。事態が重なり警察の取り調べを受けたり裁判になった事例も少なくない。

このような性加害の課題に対しても、本人たちと向き合い一緒に考えるようとするワークショップの準備が今進められている。（東京都の「安全ネット八王子」の本人学習会）。

「対人関係を豊かにするために」（性に関するパブリックな行動とプライベートな行動の違いを考える）、「性

裁判と知的障害のある人 模擬裁判の試み

最後に「組織としての権利擁護」におけるセルフ・アドボカシーワークショップの試みを紹介する。裁判における証言の問題の検証でもある。

最後に「組織としての権利擁護」におけるセルフ・アドボカシーワークショップの試みを紹介する。裁判における証言の問題の検証でもある。



写真7
「オープンカレッジ東京」での模擬裁判

写真7は「オープンカレッジ東京」で行った模擬裁判の様子である。特別支援学校の教員たちが開く連続公開講座のひとつで、地域で暮らす知的障害や軽度発達障害の人たちが参加した（「裁判の仕組みを知ろう」）。裁判官や弁護士、検察官の役割を理解したうえで、「窃盗容疑をかけられ被疑者になっても違うことは違うと主張する」ことを、ロールプレイで体験する企画だった。事件再現ビデオ（犯人は他にいる）を使うなど論点をできるだけ明確に工夫したつもりだった。しかし、結果はそうはしかなかった。警察官の取り調べや検察官の尋問で「違う」というべき

場面で言えなかったのはなぜだったのか。傍聴席で見ていた親の一人は「過去にあった不当な扱い」を思い出して涙が出てしようがなかったという。法廷という場に置かれたときに本人たちは自分が置かれた状況をどう理解するのだろうか。セルフ・アドボカシーとして何を伝えればいいのかだろうか。いくつもの課題が見つかった。あらためて彼らの権利を守ることの難しさを痛感する機会があった。

ここで紹介できなかった各地の実践例がまだまだたくさんある。これからも本人や親や教員、支援者が地域と四つに組みながら実践を作り出していきたいと考えている。

ユニバーサル社会促進法に注目！

野沢和弘

世界でも類を見ない少子高齢化が進展しつつあるのが現在の日本です。性別や年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会のあらゆる分野に主体的に参画していかねば、この先の成熟社会を築いてはいけません。施設や設備のバリアフリーだけでなく、社会の仕組みや制度にもユニバーサル社会の概念を深めて浸透させていくことが求められています。

現在、国政をめぐっては年内にも総選挙が実施され、その後は政界再編があるのではないかと噂されていますが、水面下ではユニバーサル社会促進法の制定に向けて少しずつ動きが始まっています。もっと注目してもいいと思います。

忘れられた決議

ほとんどの国民は覚えていないかもしれませんが、2004年6月に参議院で「ユニバーサル社会の形成促進に関する決議」

が採択されました。小泉純一郎内閣が「聖域なき構造改革」を掲げて、新自由主義的経済政策を推し進めていたころのことです。規制緩和や外資の導入が積極的に行われ、またそれによって社会のあらゆる場面で競争が促進され、その後の格差社会をもたらした原因をつくっていたころ、このような決議が採択されたことは注目に値しますが、残念ながらこの決議が弾みになってユニバーサル社会が進んでいくことはありませんでした。

その後、政局は郵政民営化をめぐって大きく揺れ、郵政解散による自民党の歴史的大勝、後継内閣となった安倍政権の下では教育改革や憲法改正に向けた国民投票法などのタカ派路線が鮮明になり、ユニバーサル社会の決議はいつの間にか人々の記憶の彼方に追いやられてしまいました。

今、もう一度決議を読み返してみると、障害のある人の地域生活を進めていく上で

重要なことが盛り込まれています。決議の理由は次のように示されています。

「社会の制度や仕組みにおいても、障害の有無、年齢にかかわらず、国民一人ひとりがそれぞれ対等な社会の構成員として、自立し相互にその人格を尊重しつつ支え合う社会、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる社会、すなわちユニバーサル社会の形成を目指す必要がある。そのための総合的な社会環境の整備を進めることは、国会及び政府の重大な責務である」

障害のある人もない人も

最近、「ユニバーサル社会」という言葉がいろんな場面で使われるようになり、表面上だけの美辞麗句のように思えることも少なくないため、あまりぴんと来ないかもしれませんが、この決議の重要なところは、政府に対して「必要な法制上及び財政上の



措置を含め、その取り組みを一層強化推進すべきである」として、立法化によって法的根拠をつくることや財政的な裏づけをして内実の伴う政策展開を求めていることです。

特に重点的に取り組むべき事項としては以下のことが列記されています。

○地方公共団体やNPOによるユニバーサル社会の形成を目指した地域づくりやまちづくりに対する支援の拡充、バリアフ

リー化の推進、障害者及び高齢者と子どもとの交流の促進

○障害者の就労を通じた自立に向けた法定雇用率達成のための指導強化

○小規模作業所への支援の拡充等働きやすい環境の整備

○交通機関の障害者割引制度の改善

○障害者の社会参加促進のためのコミュニケーション方法

○介護等の福祉機器の開発

○通訳・介助者の養成、確保

この決議に後に施行された障害者自立支援法では、施設体系を抜本的に変えて就労移行の促進が図られているものの、現実には雇用率の大幅改善の見通しは立っており、制度のはざままで小規模作業所が苦境に陥っているところも少なくないなど、決議で謳われた重点課題は目標からはまだまだ遠いといわざるを得ません。

政府与党の取り組み

6年前の参院決議がなぜ今になって政府与党内でもう一度注目されているのかといえば、国連障害者権利条約の成立や千葉県での障害者差別をなくすための条例の制定など、国内外の動きが影響していることが挙げられます。小泉政権による格差社会を是正しようというバネが福田政権になって

から働いているようにも思われます。

現在の水面下の動きが今後、具体的にどのように展開していくのかはまだ見えてきません。

政局の動きにもよりますが、民間を巻き込んだ動きが急ピッチで進んでいくかもしれません。その時に重要なのは、6年前の参院決議が十分な効果をあげることができなかった理由をユニバーサル社会という概念を深めて広めていくことができていなかったこと、立法化には至らずに決議にとどまったことによる施策上の限界などをもう一度検証することです。

具体的な政策手段としては、ユニバーサル社会推進プロジェクトのとりまとめ機関の設置、技術開発のための調査研究、先駆的な取り組みを発掘し助成金や表彰・顕彰などによって振興する、サイトの立ち上げなどによる情報提供などが想定されています。

いずれは国民の3人に1人が高齢者という時代がやってきます。知的障害者の地域生活支援やコミュニケーション支援に取り組んでいる人々はこうしたユニバーサル社会を実現していく上で重要な実践を積んでいる存在であることは間違いありません。地域で暮らす障害者自身が大事な社会資源となるような取り組みに発展させることも不可能ではありません。

画期的な 国連の上海ワークシヨツプ

長瀬 修

東京大学大学院経済学研科特任准教授
国際育成会連盟理事
全日本手をつなぐ育成会
国際活動委員長

昨年2007年10月に中国の上海で非常に画期的なワークシヨツプが国連の主催で開催されました。国連が開催する会議として初めて知的障害者とその家族が中心となって、知的障害者とその家族のエンパワメントについて議論したのです。

このワークシヨツプに関する基本的情報をまず紹介します。主催はアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）という、アジア太平洋障害者の10年を推進している国連組織と、中国障害者連合会という中国の政府と民間団体という性格を両方もった組織です。中国障害者連合会は、国際育成会連盟の会員組織です。

開かれた場所は、中国の上海です。10月2日から11日まで上海ではスペシャルオリンピックス夏季世界大会が開催されていて、街は本当にスペシャルオリンピックス一色でした。たとえば、私の見た限り、すべてのバス停には知的障害の青年の笑顔が素敵なスペシャルオリンピックスのポスターが貼ってありました。大きなビルボードでも

スペシャルオリンピックスが大きく目立っていました。

胡锦涛主席に加え、ジャッキー・チェンやヨーヨー・マ、アーノルド・シュワルツェネッガー、フィリピンのグロリア・アロヨ大統領など錚々たる顔触れがそろい、北京五輪の開会式と言われても信じられるほど豪華絢爛な開会式等にも知的障害者への意識向上を盛り込み、テレビや新聞でも大々的に報じられ、素晴らしい啓発活動になっていました。

そうした盛り上がりを背景に、ワークシヨツプに参加したのは、全部で30名強のインド、タイ、中国、日本、ニュージールランド、フィリピン、ベトナム、香港・中国、マレーシア、ミャンマーの10カ国地域の本人と家族、関係者でした。

この中には親の会や本人活動が活発な国もあれば、これからの国もあります。親の会と本人活動が活発なのは、やはりニュージールランドです。そのニュージールランドからは、国際育成会連盟の理事を3期にわたつ

て務めているロバート・マーティンさんが参加しました。マーティンさんについてはとても嬉しい知らせが年明けに届きました。「障害者への貢献」によって勲章を授与されたのです。知的障害者自身が社会への貢献によって評価される時代を築いてきたリーダーであるマーティンさんは、ワークシヨツプでもとても貴重な発言をしてくださりました。「知的障害者のパワーは外側から誰かにももらうものではなく、本人それぞれがもともと持っているものだ」というマーティンさんの言葉には、重みを感じました。

他に本人活動が活発なのは、香港とマレーシア、それに日本です。香港では、「チョーズン・パワー」（卓越したパワー）というグループが大変に組織化された本人組織を作っています。マレーシアでは、ユニティッド・ボイス（統一された声）というやはり本人組織が充実した活動を行っています。

日本からもピープルファーストジャパン、名古屋のAJU自立の家、横浜のサンフラワールと3つのグループからの活発な参加が



スペシャルオリンピックスのポスター



左側からデスモンド・コリガン、ロバート・マーティン、筆者

注) 国連 ESCAP のウェブサイト
<http://www.worldenable.net/shanghai2007/shanghairecommendation.htm>

あり、とてもうれしく思いました。コミュニケーションサポート研究所の斉藤明子さんと私は、国連の専門家（リソースパーソン）としてワークショップに参加しました。今回のワークショップで特筆すべきはタイ、日本、香港、ニュージーランド、フィリピン、ベトナム、マレーシアの7カ国地域からの本人の参加です。これだけ多数の国の本人が一堂に会したのは、アジア太平洋で初めてだと思われず。

前回、国連は82年の世界行動計画の段階からすでに知的障害者の本人活動を認識していたと書きましたが、認識と実践は異なります。実際に知的障害者が約3分の1を占める形で国連機関がワークショップを開催したのは今回が初めてです。その意味でも歴史的なワークショップとなり、本人活動の重要性を親と関係者が認識する機会と

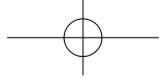
なりました。

最終日には参加者全員の合意を得て、上海宣言がまとめられました。おもな内容は、●各国による障害者の権利条約の署名と批准の推進、●知的障害者と家族への差別撤廃、●知的障害者と家族の組織づくりの推進、●本人活動の推進、●知的障害者と家族の決定過程への参画などです。詳細は、国連 ESCAP のウェブサイト（英文：アドレスは注をご覧ください）もしくは翻訳を掲載中の全日本手をつなぐ育成会のウェブサイトをご覧ください。

ワークショップは出席者から大変好評で、ぜひ今後もうこうした機会を作ってほしいという声が出ていました。実際、発言の際に思いが高まり、涙した本人もいたほど、深い思いの共有の場となりました。

残念ながら、これまでこうした機会が特

に知的障害者本人には欠けてきた現実があります。しかし、知的障害者が経験する困難の一部は、知的障害者であるというレッテルにより、さまざまな経験の場を奪われることよって生じてきています。各国での本人活動の盛り上がりを受けて、ようやく知的障害者自身が活発に参加する国際的な場が開かれてきています。すべての知的障害者がこうした機会に恵まれることはないかもしれませんが、しかし、各国のリーダーがこうした場で経験を積み、活躍することは、それぞれの国内での本人活動の促進につながるだけでなく、そうした姿に接する親をはじめとする、知的障害者の以外の人を含む社会全体への意識向上の効果もあります。その意味で、国連 ESCAP が音頭をとって開催した上海ワークショップが成功したことは本当に大きな意義があります。



NEWS

2008年1月17日、相模原市の57歳の母親が、息子2人の障害や病気などを悲観して殺害したとして逮捕されました。「二男(24)の障害や長男(29)の病気などから将来を悲観して殺した」と供述していると報道されています。

弁護士 関哉直人

この種の事案は後を絶ちません。親が無理心中を図るケースや、自身は死にきれず殺人罪などで逮捕されるケース、本件のように子どもを殺害するケースなどが報道されています。最近で言えば、2006年3月、自立支援法施行を前に利用料が払っていけなくなることに不安を覚えた53歳の母親が障害のある二女(26)と無理心中を図った福岡市の事案、2006年11月に「世間では障害者は不幸という見方が強く、生きていても幸せになれないなら一緒に死んだ方がいい」として35歳の母親が自閉症の長男(5)と知的障害の二男(3)を殺害した事案などがあります。そして、このような報道がなされるとき、どこかやりきれない気持ちと、「障害があるからと言って許されるべきではない」という小さな反発を覚えてしまいます。そのように感じるのは、裁判では障害の

ある子どもをもつ親の苦勞が「情状」として考慮され、減刑される事例が少なくないという職業的意識からでしょうか。障害のある子どもを殺害したケースや、認知症の親を殺害したケースなどは、もちろん実刑になるケースが多い中で、執行猶予がつくことも少なくないというのが現実です。

生命の価値に言及

一つの例を挙げれば、次のような事案です。1998年1月1日、95歳の母親が、重度の知的障害をもつ63歳の四男の行く末を案じ、帰省中に首を締めて殺害したという事案です。一審名古屋地裁は、「本件犯行の動機は極めて独り善がりである。たとえ母親であろうとも子の命を軽々に奪うことが許されないことはいうまでもない。また、本件は同様の境遇の中で生活している人々を始めとして社会に与えた衝撃も小さくない」などとして、懲

役3年の実刑判決を言い渡しました。これに対し二審の名古屋高裁は、懲役3年、執行猶予4年の執行猶予判決を出しました。高裁判決は「本件犯行も、被告人の子どもに対する愛情の発露として行われたものであることは間違いない。しかも、被告人が犯行当時95歳の高齢であり、持病の心臓病が徐々に悪化していたのも事実であつて、被告人が自分の健康に不安を感じたのはむしろ当然であり、。そうしてみると、本件の経緯、動機において、被告人には同情すべき点が多いというべきである」などと述べています。

結論だけ見れば、先ほどの「反発」につながる部分もあります。しかし判決をよく読むと、この高裁判決は前提として「四男は重度の知的障害をもつてはいたが、その生命が尊重されるべきことは、障害を負わない者と何らかわりはない。親だからといって、その生命を奪うことが許

されないことも、また、いつまでもない」と述べています。決して、一人の命を軽く見たのではなく、むしろその人の生命の価値に言及しています。

責任の所在はどこに

障害のある者の生命の価値については、民事事件でも言及された事案があります。神奈川県立養護学校高等部2年に在学する自閉症の男子が、水泳の授業中に水を吸引して意識不明となり死亡したケースで、両親が担任の過失を理由に養護学校設置者を訴えた事案です。生きていれば得られたであろう収入（逸失利益）が裁判の争点となりましたが、一審名古屋地裁は、作業所収入をベースに生涯収入120万円という驚くべき判決を出しました。これに対し二審名古屋高裁は、「作業所による収入をもつて基礎とするのでは余りにも人間一人（障害児であろうが健全児であろうが）の生命の価値をはかる基礎としては低き水準の基礎となり適切ではない（極言すれば、不法行為等により生命を失われても、その時点で働く能力のない重度の障害児や重病人であれば、その者の生命の価値を全く無価値と評価されてしまふことになりかねない）」と言及し、約1800万円の逸失利益を認めています。

しかしながら一方で、この1800万円を算定する根拠としては、当該男子の能力や療育による実績等を積極的に考慮している点で、「障害」ではなく「その人」に注目した算定がなされています。

このように、判決をよく読むと、裁判所は決して障害のある人の命を軽く見ていくわけではないこと、それぞれの事案に着目して結論を導いていることが分かります。少なくとも昨今の裁判においては、子どもに障害があるからといった理由だけで被告人に有利な事情として考慮され、減刑される、あるいは執行猶予がつくといった安易な論理にはなっていないと思います。

それでもなお、子どもにあるいは家族に障害があるといった理由が減刑を導いている事案があるとしたら、それはなぜでしょう。それぞれの家庭に、周囲からは認知できない難しい問題が横たわっている場合、犯行動機として考慮される場合があります。それは、障害があるからといった単純な理由ではなく、障害に起因した家庭内の問題を過去にさかのぼって丁寧に見ていった結果です。また、障害のある者の家族を追い詰めてきた社会にその責任の一端がある場合、裁判所は、その部分に責任を負わせる形で被告人の刑を減刑する場合もあります。責任

の所在は、事案によっては家族だけでなく、負担を抱えさせる制度や、障害のある者を孤立させる地域、あるいは障害に理解のない配偶者などに分散されるべきでしょう。しかしながら、どこまでこのような事情を被告人の有利な事情として踏まえるか、どこまで第三者に責任の所在を移していくかについては、かなり困難を極める命題であって、裁判官の考え方によって結論が左右されるともいえます。なお、前述の自立支援法施行による負担増を危惧した事案については、裁判所は、同法が施行されれば自己負担額が3万円ほどかかるとした母親の不安について「特に酌むべき事情とはいえない」として、懲役5年の実刑判決を言い渡しています。

さて、以上のことからすれば、冒頭であげた報道についても、「障害」という言葉でひとくくりにして捉えてはいけないといえるでしょう。障害という点に着目して報じるものの詳細を報じないメディアの在り方も、その報道に「反発」を覚えてしまう自分も反省すべきです。そして、このような「反発」がまた障害のある者の家族を追い詰めている現実についても、あらためて考える必要があります。

知的障害者の判例百選

2

自閉症特有の行動にどう予見可能性を問えるか

施設の搜索義務

千葉地裁平成11年3月29日判決（平成8年（ワ）第38号損害賠償請求事件）
（判時1701号109頁）

〈事実の概要〉

自閉症であったAは、社会福祉法人Y（被告）が設置する精神薄弱者更生施設に入所して生活していたところ、平成4年3月14日朝に自室から行方不明となり、以後大規模な搜索にもかかわらず発見されずにいたが、12日後の同月26日、施設職員がボイラーの排煙のため煙突の下部に取り付けられた煤取り口を開けたところ、Aが焼死しているのが発見された。Aの両親Xら（原告）は、Aの死亡は行方不明後の施設の不十分な搜索の結果等であるとして、Yに対し、園生委託契約上の債務不履行に基づく損害賠償の訴えを提起した。

かに適切な搜索を行うべき注意義務を負うところ、これを怠った（搜索義務違反）、「Yは、施設の設置者として、園生の生命身体に危険が生じることのないよう、必要な施設を設置管理すべき注意義務を負うところ、これを怠った（管理義務違反）」、「Yは、施設の設置者として、園生を監護し、その更生に必要な訓練指導を行うべき注意義務があった。特に自閉症者の行動様式等について十分に理解した上、個々の園生の行動をよく観察してその行動を予測するとともに、これに従った訓練指導を実施すべき立場にあったところ、これを怠った（監護指導義務違反）」などと主張した。

〈判旨〉

請求棄却。判決はAの死亡に至る経過について、考えられる仮説を証拠に照らして詳細に検討したが認定できず、

結局Yの注意義務違反を論ずる前提となるAに対するYの払うべき注意義務の対象について立証がないとして、Xらの請求を棄却したが、仮に仮説の一つが事実である場合のYの注意義務違反について念のため論じるとして、上記Xらの主張について次のとおり判示した。

「……を通じてAが煙突内に入り込んだ可能性までも考慮してここを搜索すべき注意義務をY職員が負うものであるか否かについては、予見することは不可能というほかないから、煙突内部を搜索すべき注意義務をY職員に課することはできないというべきである。」Xらは、……園生の生命身体に危険が生ずることのないよう、必要な措置を講ずべき施設設置管理上の注意義務を負って……いたと主張する。この点については、確かに、Yは、園生の生命身体の安

全を確保すべき一般的な施設管理上の注意義務を負うものということはできる。しかし、Yは、…という措置をとっていたものであり、この点においてYに注意義務違反があるとはいえない。そして、…(仮説②)は、通常これを予見することは不可能であったといわざるを得ないから、Yにおいて、そのような事態を念頭においてさらに何らかの施設管理上の措置をとるべき注意義務があったということはできない」「Aの園における日常生活において、同人が…という異常かつ危険な行動に及ぶことを予見させるような兆候が存在したことを認めるに足りる証拠はない。したがって、Y職員において、Aの行動観察を怠り、危険行動に出る兆候を見過ごしたとの注意義務違反をいうXらの主張は、前提を欠き失当である。」

解説

弁護士 関哉直人

1 入所施設等では、障害のある本人との利用契約を締結するにあ

たり、契約条項中に本人の安全・健康管理を盛り込む場合も多い。そうであるとしても、その性質上、契約に付随する義務として信義則上施設側に安全配慮義務が認められることは当然である。本件では、原告が立てた搜索義務、管理義務及び監護指導義務については、いずれも安全配慮義務の一内容あるいは同趣旨の義務と解されるが、施設において発達障害を有する者が行方不明になるケースは少なくなく、このような義務内容の設置は今後の訴訟においても参考になるであろう。そして、本判決はこれらの義務について、一般的な義務の内容としては認めているものと解される。ただしこれらの義務は、具体的状況に応じてその内容が特定されるものであることから、行方不明になった経過について全く証明ができないような場合には、本件の如く「注意義務の対象について立証がない」とされてしまう可能性はある。状況から可能性の高い仮説を立て、あるいは考えられる仮説を全て挙げることで、そこから導かれる搜索場所を特定し、あるいは事前に施設側が行うべき設備上・指導上の義務を特定するなどの努力が

必要であろう。

2 本件でYは、Xらの監護指導義務の主張について、「自閉症者の行動にパターンがあつて、その行動を観察理解していればその行動は予測可能であるということは、一般にはいえない」と反論している。しかし、施設内の日常生活における指導ないし安全管理において、自閉症特有の行動様式や本人特有の行動様式に基づき、時間帯や時期あるいは特徴的な前提事象から本人の行動を予測し、事前に危険を回避するという行動は施設職員が日常的に行っているはずである。利用者が行方不明になることを回避するため、また、行方不明後の搜索に当たり、日頃から把握している利用者の行動様式等を十分に活用すべきことは当然であり、仮にこれらの把握が十分にできていないのであれば、利用者の生命身体を預かる者としてそのこと自体の責任を問われるべきであると考ええる。

利用者間のトラブルならば施設に法的責任はないのか

施設の安全配慮義務

平成14年1月29日東京地方裁判所判決（平成12年（ワ）第5845号）

〈事実の概要〉

Aは昭和39年生、「愛の手帳」3度と判定されている知的障害者であるところ、平成6年1月12日に禁治産宣告を受け、実父Bが後見人に選任された。Aは平成7年4月19日から平成9年6月16日までの間、X（被告法人経営。以下、本件施設という）本件施設に入所し、生活していたが、原告が本件施設に入所中に他の入所利用者から暴行を受けるなどしたことから、被告には安全配慮義務違反があったとして、慰謝料の支払を求めた事案である。

〈判旨〉

一部認容（控訴審にて和解）。
「原告は、……P又はQ（他の利用者）から、本件施設の入所中に少なからぬ回数の暴行を受け、負傷することもあった事実を認めることができる。」
「被告の設置運営にかかるXは、知的障害者更生施設として、利用者（知的

障害者）を施設に収容し、その処遇を通して利用者の更生、自立を援護、指導するものであり、施設内において利用者が日常的な生活を営むものであるから、施設の設置運営者たる被告は、施設の利用者に対し、利用者が施設利用中に負傷したり事故に遭遇したりしないように配慮すべき利用契約上の義務（安全配慮義務）を負担しているものと解すべきである。」

「もつとも、上記のとおり、知的障害者更生施設の目的が知的障害者の更生自立を援護、指導することにあることに鑑みれば、施設入所者においても集団的ないし社会的な生活や処遇が望ましいというべきであり、そのような処遇等を遂行する上で通常伴うような他の施設入所者とのいさかいのないしこれに伴う有形力の行使があったからといって、直ちにこれをもって施設運営者の義務違反を問うことはできないというべきである。（ちなみに、甲第8

号証「精神薄弱施設運営の手引き」では、〈施設の入所者の集団は、行動が一人ひとり違う人たちが構成されていることをまず銘記しておくことが安全管理の基本である〉としつつ、他方で、〈事故を思うあまりに、指導・訓練に積極性を失うことのないように努める。また、安全に対する指導に努める。〉〈安全を、いたずらに入所者の行動の制限により保持するのではなく、暖かい配慮のある工夫により保つことが望まれる。〉旨指摘している。」

「本件施設の開所後間もなくの時期に発生した事故」については、「本件施設の入所者の性格、行動等について本件施設の職員が十分に把握できていたと認めることはできず、その他、本件施設の職員において当該態様の事故が発生することを予見し得たものといえるべき事情を認めるに足りる証拠はない。しかし、Q又はPによるその後の暴行は、長期間に及んでいたものである上、

原告父が折りに触れて本件施設の職員に申告して注意を促していたこと等に鑑みると、当該暴行が、特にQによる暴行がその場所等において本件施設の職員による通常の監視によつては発見しにくいものであったとしても、その発生を十分に予見し得たものというべきであり、本件施設の職員としては、Qと原告との居室の位置を変更した上Qが原告と接触する機会を物理的に制限する等の対策を講ずることも可能であったとみられるのに、有効な手段を講ずることがなく、また、Pについても、対策を検討、指示していた事実は認められるものの、その実施において不十分であったというべきであり、以上の点で、被告には安全配慮義務違反があったというべきである。

解説

弁護士 大石剛一郎

安全配慮義務とは、ある法律関係(例えば、雇用関係、在学関係)に基づいて特別な社会的接触の關係に入った当事者間において、当該法律關係の付随義務として信義則上一般的に認められるものである(最判昭50・2・25民集29巻2号143頁)。その具体的内

容は、職種、地位及び安全配慮義務が問題になる当該具体的状況等によつて異なる(前記同判例)。

施設利用者間のトラブルに関する、施設の安全配慮義務については、類似例として学校事故に関連する裁判例は多いが、主として事故発生の予見可能性が論点になる(実務判例「解説学校事故」(伊藤進・織田博子著、株式会社三省堂発行)参照)。

本件は、障害者への福祉サービス提供がいわゆる「措置」によつて提供されていた時代の裁判例である。しかし、「契約関係類似の義務」として施設の利用者に対する安全配慮義務を認めている。福祉サービスの提供・利用關係に付随する義務と認定されたわけである。「契約」による福祉サービス提供が一般化している今日においては、本裁判例の趣旨はより確実にあてはまるものと思われる。すなわち、契約書等に何らかの記載がなくても、施設は、利用者間のトラブルに関して、一定の要件のもとに、法的な責任(安全配慮義務)を負う場合がある、ということである。

そして本判決は、その要件に関して〈集団的ないし社会的な生活や処遇を遂行する上で通常伴うような他の施設

入所者間のトラブルが生じても直ちに施設運営者の義務違反を問うことはできない〉としつつ、〈長期間に及ぶトラブルで、施設の職員に注意を促されていた状況があり、トラブルの発生が十分に予見し得たものであり、居室の位置を変更して、トラブル当事者たる利用者間の接触機会を物理的に制限する等の対策を講ずることも可能であったのに、有効な手段を講じなかった(対策を検討、指示しても、その実施で十分であった)場合には、施設が利用者間のトラブルについて法的な責任(安全配慮義務)を負うものとしている。理論的には当然とも言えるが、現実的には、特定の施設利用者間の人間關係において、トラブルが継続的に起きることはよく見られること(いわゆる相性の問題もある)であり、そのトラブル解消の対策実施を怠つて、「利用者間の問題だから」と思つて安易に放置していると、施設が法的責任を問われることがある、ということを明確にした裁判例として、有意義な裁判例であると思われる。

〈参考文献〉「民事要件事実講座」第3巻(総括編集者伊藤滋夫、株式会社青林書院発行)P482~P502「安全配慮義務」(高橋譲論文、実務判例「解説学校事故」(伊藤進・織田博子著、株式会社三省堂発行)、民間社会福祉施設運営の手引(東京都社会福祉協議会編集)

親 図 鑑

② 続・永田町編

文：野沢和弘

まだ猛暑の名残がかすかに漂う秋の夜でした。2年前、県議会の反対にあつて紆余曲折を経た末に千葉県の障害者差別をなくす条例が成立したのですが、そのことについて「ぜひ詳しく話を聞かせてほしい」と福島豊衆院議員から電話をもらいました。出向いた先は東京・赤坂のしゃれたフランス料理店。「いやあ、申し訳ない」と少し遅れて福島議員はやってきました。いつ会っても知的な笑みを絶やさない紳士で、政治家というより医師や研究者のような感じでした。

国会議員というと尊大傲慢なイメージをもたれるかもしれませんが、「豪腕」「ドン」などと揶揄される議員ですら、素顔は意外に腰が低くて、気配りを怠らず、むしろ小心さを感じさせる人が少なくありません。政治の舞台で見せる顔との落差に驚くことが度々ありますが、そのくらいでないとなんと人情と情報が複雑怪奇に絡まりあつた政界を生きていくことができないのかもしれない。

福島議員は大阪選出の公明党の国会議員です。障害のある子がおり、自らは医師でもあるので当然なのかもしれませんが、障害者問題にはとりわけ熱心な政治家です。発達障害者支援法を作ったときには超党派議連の事務局を担い、実際に法案の条文も

福島議員が自ら書いたといわれています。

その夜、福島議員はワインのグラスを傾けながら、千葉の条例が作られていく過程の話に熱心に耳を傾けてくれました。私は条例原案をつくった千葉県の研究会の座長で、何度も議会に押し戻され、苦労して成立までこぎつけた余韻がまだ残っていたせいか、日本で初めての条例をつくったという実感が持てないころでしたが、顔を紅潮させ、時には目を潤ませて聞き入つてくれる福島議員を目の前にしていると、腹の底から熱いものがこみ上げてくるような気がしたものです。

一寸先は闇を生きる紳士

「千葉の条例の話」と言われて来たものの、以前にも福島議員には条例に関する主な内容は話したことがありました。その夜は個人的に聞いてくれた慰労会のようなものかもしれませんでした。そんなことを思いつつ、おいしい料理を口に運んでいたのですが、何となく会話の切れ端が頭の中で引つかつて、ふいにあることを思い出しました。2004年ごろ、全日本手をつなぐ育成会が「障害者虐待防止法をつくらう」と盛んにアピールしているのを知って、民主党や公明党の議員らが成立に向けて動いてく



れたことがありました。その一人が福島議員でした。国会内で開かれた公明党の勉強会に私が招かれた際、福島議員は「今度、ゆつくり飯でも食べませんか？」と誘ってくれました。その場で日時まで決めて手帳に書き込みました。

ところが、その直後に郵政解散があつて総選挙に突入し、のんびり酒を飲んでいる場合ではなくなつてしまつたのです。福島議員からは丁寧なおわびのメールが届きました。一寸先は闇を生きている国会議員との付き合いなのだから、そんなことは仕方がないことで、私自身がすっかり忘れていました。

しかし、党内でも要職を任されて分刻みの毎日を送るようになった福島議員は、そのことを忘れてはいませんでした。条例成立の機会にペンディングになつていた約束を果たしてくれたのです。ワインの上質な風味が律儀な人柄とブレンドされて、心地よく酔わせてくれました。今も福島議員は障害者虐待防止法の制定に向けて尽力してくれています。

小泉チルドレン？ でも障害者の見方

さて、当時私たちが目指した障害者虐待

防止法は、熱心に制定に向けて動いてくれた議員の何人かが郵政解散による総選挙で落選し、その後の政局の中で置き去りにされてしまいました。その選挙で当選した「小泉チルドレン」の顔をテレビで見ると、苦いものが胃に広がっていくのを感じたりもします。

その選挙で新潟6区から立候補して初当選した高鳥修一議員（自民）もそういう意味では小泉チルドレンと言えるのかもしれませんが、この人だけはちよつと違います。

「ほかの先生（議員）は農業が大事だとかいろいろ言うけれど、私は障害者のことに一番興味がある」。真面目な顔でそう語るのを聞いたことがあります。昨年と今年のアメニティ・フォーラム（滋賀）で、登壇した高鳥議員は熱心に障害者の人権を守ることについて訴えていました。有言実行。現在もつとも障害者虐待防止法の制定に向けて奔走しているのは、高鳥議員だと断言してもいいと思います。虐待防止法を飲み込んでしまった郵政解散によつて登場した議員が新たに虐待防止法を作ろうとしているのは何かの皮肉でしょうか。

高鳥議員も小さな障害のある子どもがいます。政治家に限つたことではありませんが、かつては障害のある子の存在を自分の仕事の世界で公言する父親など滅多にいま

せんでした。家庭内の事情は仕事場まで持ち出さない、まして障害のある子のことなどおくびにも出さない。そんな父親が当たり前だったので。

父親の役割といえば、育児に疲れる妻の愚痴を聞いてやつたり、休みの日には皿洗いの一つも手伝つたり、養護学校や小規模作業所のバザーでエプロンをつけて焼きそばを作つたりすることで、それが障害児の父親のあるべき姿だと思われていた時代もありました。

しかし、高鳥議員のような父親を見ると、いやでも新しい波を感じないわけにはいきません。社会の中で仕事をしている父親の中には障害者のために影響力を発揮できる立場の人が少なくありません。国会議員などはその筆頭格でしょう。実際、福島議員は障害児の父親として体感し蓄積したものを発達障害者支援法という法律に昇華させました。高鳥議員も障害児の父親でなければ感じられないものによつて議員活動のモチベーションが形成されているように思えます。

そのような新しい時代の親たちが新たな役割を果たしていくことで、障害者の地域生活は築き上げられていくに違いありません。

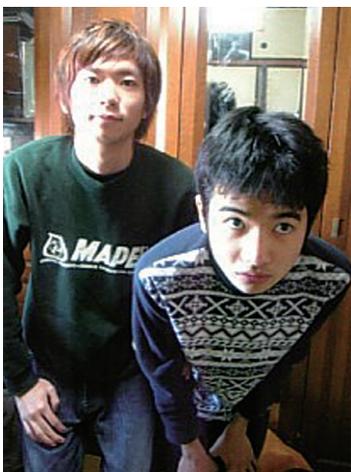
きょうだいの ホンネ ② 上杉健太郎

「生まれたよ」に 胸が躍った

私は横浜の大学に通う大学2年生です。小中高と公立の学校に通い、中学は剣道をし、高校はアルバイトに夢中でした。いまはテニスのサークルに入り、楽しい大学ライフを満喫しています。茅ヶ崎に住んでおり、父は会社勤め、母は福祉関係の仕事をしているごく普通の学生です。

ひとつ人とちがう点といえば弟が自閉症という障害をもっていることぐらいでしょうか。

私が5歳のとき、弟は市内の病院で生まれました。私はそのとき祖父の家に預けられていてカヤの外だったので、生まれたと



きの状況などは何も知りませんが、父からの電話で「生まれたよ」と聞いたとき大喜びだったのを覚えています。「弟が生まれた」「自分は兄になった」という嬉しい気持ちで胸がいつばいで一刻も早く弟に会いたいと待っていました。

実家に帰り弟と対面したとき、母に背負われた弟を見て「自分は兄になったのだ」という実感に改めて心躍りました。

とにかく弟が かわいかった

家に帰ってからはできないくせにえらそうに弟をおんぶしようしたり、オムツをかえようしたりといっぱしのアニキ面でした。とにかく弟と接したく、とにかく弟がかわいかったことがとても印象に残っています。

私の弟はそこまで重い障害でもなく、車イスが必要になるといった身体的な障害でもなかったため、弟が障害をもっているという実感は小学校に入るくらいまではありませんでした。

実際、親から弟が自閉症という障害をもつ

ているのだということを改めて聞かされたこともなく、まわりの会話からなんとなく弟は障害をもっているんだなあ。くらいの認識しかこのときはなかったと思います。しかし、この15年間、弟の行動を見ていて思ったことは、私の弟はアグレッシブ派の障害児なのだということです。

「なんだ、あの子は」

初めて弟の障害を実感したのは市営のプールに親子で行ったときだと思います。プールの休憩でプールからあがらなきやいけないとき、弟はあがりたくなかったのでしょうか、尋常じゃないダダのこね方をしました。父や母の隙を見ては何回も何回もプールに飛び込み、監視員の人に注意を受けていたのを覚えています。

普通の子だったらちよつといたずら心でやってしまい怒られて終わりなのでしょうが、弟の場合それが何回もです。かなりのいたずら心の持ち主でもここまでではないでしょう。

周りの人は「なんだ、あの子供は」と思ったことでしょう。このとき、私は弟が健常



◎筆者プロフィール

上杉健太郎 (21歳)。神奈川県茅ヶ崎市在住。父、母、自閉症の弟の4人家族。趣味はテニス、昨年から地域の社会福祉法人が運営する知的障害者のケアホームで夜勤のアルバイトをはじめた。現在、関東学院大学文学部英語英米文学科2年生。

者どちがうということ強く実感しました。

弟がいらない！

弟の行動にはある種の「脅威」を感じる
ことがあります。

私が小学2年生くらいのときだったで
しょうか。私は家に友達を招き部屋で遊ん
でいました。そのとき家には父と弟がいま
した。弟は2歳くらいでやつと歩き出し
てくらしいです。父に弟を見てくれと頼ま
れた私は、そんなことは忘れ自分の部屋で
友達と遊んでいました。

そして3時間くらいしたとき、父に呼ばれ
て「てつ(弟)は!?」と言われ、目が点にな
りました。弟が家にいないのです。私と父は
大パニックになりました。私はパニックす
ぎてひたすら当時流行っていたヨーヨーを
しながらアタフタしていたのを覚えていま
す。私と父は外に弟を捜しに行きました。

30分くらいして弟は運よく見つかりまし
たが、発見場所はなんと3キロは離れてい
る本屋の中でした。弟は鉄道に関心があり、
鉄道の本が大好きだったので、よく通って
いた本屋まで歩いて行ったのです。

2歳の子供が目的のために立ち上がり自
らの足で目的のために行動を起こす。この
人類の二足歩行の歴史のような行動力に私
は「脅威」を覚えました。

それ以来、我が家のカギ事情はチェーン

必須になりました。

他人に知られたくない

一年がたち、弟は小学校に入学しました。
そのとき私は6年でした。

この頃から少しずつ私の中の弟の障害に
対する考えが変わってきたと思います。同
じ学校ということ弟といつしよに帰るよ
うによく母に言われたのですが、正直、弟
と下校するのは気が進みませんでした。

仲の良い友達と別れを告げ、弟と帰らな
ければいけない。いつしよに帰ればいいの
ですが、そのとき私は弟が障害を持っている
ということに対してあまりいい気がしていま
せんでした。弟が普通の人より劣っているとい
う劣等意識があったのだと思います。

弟が障害を持っていることを他人に知ら
れたくない。恥ずかしくというわけではな
いのですが、人どちがう、ということにコ
ンプレックスを抱いていたのだと思います。

優れている面もついでに

しかし中学、高校と進んでいく内に、また
新たな考え方をするようになってきました。

母が福祉の仕事をしているためか、私の
知り合いにも弟のような障害を持った人が
増えてきました。そしていろんな障害を持っ
た人と接する機会が増えてきました。

そのたび思うのが、確かに劣ってる面が

多いとは思いますが。しかし自分より優れて
いる面もたくさん持っていることに気づい
たのです。

例えば私の弟はスケジュールの遅延を1
分たりとも許しません。決められた時間で
決められたことをピシッとやっつてのける
です。何時になったらアレをする。この時
間までには家を出る。といった時間厳守の
面では私も弟に対し尊敬の気持ちを持つほ
どキチツとしています。

逆に、弟はスケジュールの変更が弱いと
いう面もあわせ持っています。アレがキャ
ンセルになったから次はコレ、と予定が変
更になったとき、パニックを起こしてしま
います。

障害があっても 弟は私の弟です

障害を持った人とは、長所と短所が極端
にある人なのだと私は思います。

優れた面ではとてつもない力を発するの
ですが、劣っている面では特に目立ってし
まう。このバランスをとることができれば、
障害を持った人も健常者も変わらないのだ
と思いました。

そう思い始めたときから人に「弟は障害
を持っている」ということを普通に言える
ようになりました。障害を持っていても弟
は私の「弟」なのです。

そう思うのは私だけ？

ある行政マンのひとりごと

②

又村あおい



知的障害福祉と道路工事

(MS1)

みなさん、こんにちは。「そう思うのは私だけ？」の第2回、今回は、「知的障害福祉と道路工事」について触れてみたいと思います。なかだか一見すると全然関係なさそうに見えますね。まずは、次のたとえ話にお付き合いください。

いきなりですが、みなさんの自宅前に走るアスファルト舗装の道路が、何らかの災害で広範囲に陥没してしまつたと仮定します。もちろん日常茶飯事ではありませんが、工事ミスや水道管の破裂が十分に起こりえるシチュエーションです。

この時、道路工事を担当する役所の担当者はなんと言うでしょうか？

最近では「自助努力」が求められる場面が多いのですが、さすがに「家の前の道路が陥没したのは災害が原因であつて行政の責任ではないから、「自助努力」で修復してください」「自力」とは言わないはず。おそらく、他の工事を延期（もしくは中止）してでも、みなさんの自宅前の道路を優先的に修復するでしょうし、たぶんみなさんもそれを当然のことと思うことでしょう。

なぜそうなるのでしょうか？

それは、

① 災害の発生は不可避であつた（不可避性）

② そのために道路が陥没したのは自己責任ではない（自己責任性の否定）

③ 道路の修復には専門的知識と技術が必要である（対応の専門性）

という条件が揃っているからです。

このように、「不可避性」があり、「自己責任性が否定」され、「対応の専門性」が求められる場合、通常役所は行政責任による対応を選択しますし、

我々もごく自然のこととして行政対応（しかも優先的対応）を求めます。さて、それではケースを変えて、知的障害福祉の場合を考えて見ましょう。例えば、みなさんに（もしくはみなさんの家族に）知的障害を持つ人が今回一念発起して、親元を離れ一人暮らしを始めようとしていると仮定します。そして、役所に赴いてホームヘルパーを最低限必要なだけ、例えば月に100時間の利用申請をしたとします。これもまた十分に考えられるシチュエーションです。

そして、

① 知的障害の発生は不可避である（不可避性）

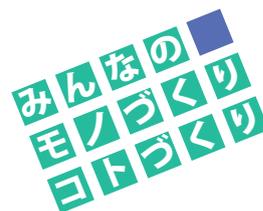
② そのためにヘルパーを必要としていることは自己責任ではない（自己責任性の否定）

③ ヘルパー支援には専門的知識と技術が必要である（対応の専門性）

という条件も揃っています。

ところが、この時の行政側の対応は、道路の陥没時とは似ても似つかないものとなってしまいます。いわゆる「自助努力」でもっと何とかできないのか、それが無理なら家族の支援を受けられないのか、100時間の利用は多すぎる、そもそもなぜ一人暮らしを始めるのか…そして挙げ句の果てには、最低限の利用時間で見積もつた「100時間」をさらに削られて、支給決定は「70時間」とか「60時間」にされてしまうことも珍しくありません。

なぜ、同じように条件を満たしているのに、片や迅速対応、片やシブ対応なのでしょう？ 次回は、そのナゾに迫ってみたいと思います。



「障害者の商品は売れない」という常識を 超えられるか!?

黒豚のソーセージ、自然卵、地ビール、納豆、無農薬野菜

日本酒、魚の干物、ラーメン……。障害者施設や小規模作業所で作られている自主製品には実に魅力的なものがたくさんあります。各地の特産品や地場産業と連携したユニークな商品開発をしているところもあります。

しかし、同じ地域で同じ顧客相手に販売していたのでは限界があります。もう少し商品イメージやPR方法や販路拡張に工夫をすれば、販売収益が上がるのではないのでしょうか？
お金のことだけではありません。多様性に富んだ障害者の自主製品の魅力を多くの消費者に知ってもらうことは、世間の障害者観を変えたり、障害者の社会参加にも追い風になったりするはずです。

ヒット商品をつくらう 〜キリンビールに学ぶ！

2007年暮れ、知的障害者の地域生活を支援している



キリンビールの佐野環さん



熱心に聞く各地の支援者たち

全国各地の職員たちが集まり、ヒット商品をつくる研修会が

日本財団ビル（東京・虎ノ門）で開かれました。講師はキリンビールで大ヒット商品「氷結」を開発したプロジェクトチームの佐野環さん。ひとつの商品が開発されるまでの試行錯誤を詳しく披露してくれました。

キリンビールのような大企業の商品開発と障害者の自主製品の開発はレベルが全然違うのでどのくらい参考になるのか……とも思っていました。が、基本的なノウハウや精神は共通しているのを実感。08年2月には第2回キリン研修会を行い、日本財団の協力で各地の自主製品を集めた見本市も同時開催します。障害者のつくった地ビールは「一番搾り」にどこまで迫れるか？

女子高生の センスをつかめ！

ひとつの商品を開発するには市場調査を行うのが常道です。いくら良いものをつくっているつもりでも、消費者のニーズとずれていては売れません。NPO法人・千葉（千葉県市川市）では、プリクラ機やコンビニの商品陳列などのマーケティング調査で実績のあるブーム・プランニング社（東京・



女子高生たちを対象にした市場調査



渋谷区）と提携して、観賞用の多肉植物の商品化に向け市場調査を行っています。

時代の最先端の空気をキャッチしている首都圏の女子高生・女子大生が対象です。これまでの障害者福祉とはかけ離れたセンスも取り込みながら、商品開発を通して障害者の存在を社会に売り込もうというのが狙いです。さて、成果のほどは？

（編集部）

※キリンビール研修やブーム・プランニングの市場調査は07年度厚生労働省自立支援プロジェクトの調査研究として実施しています。

ステージ編集委員が「だいすき!!」に出演!

全日本手をつなぐ育成会編集担当
羽村 龍

知的障害者向けの新聞「ステージ」(全日本手をつなぐ育成会発行)の編集会議にテレビドラマ「だいすき!!」のスタッフの方々が参加したのは2007年10月のこと。障害のある編集委員たちもさすがに緊張の色が隠せず、いつもとは違った雰囲気なかで会議はスタートしました。

しかし、編集委員の人たちも撮影スタッフの方々の真剣な表情を感じ取ったのかもしれない。ユーモラスな発言を連発(?)。会議はいつも以上に盛り上がり、編集委員の一人が突然「ドラマに出てみたいです!」と言い出したのです。「さすがに無理だろう……」と思っていたのですが、プロデューサー、監督の方からは「全然構いませんよ。出てみませんか!」と答えていただいたものだから、編集委員は大興奮! 「香里奈さんとまた会えるんですか!」「さっそく役作りにとりかからなければ」と気合の入る編集委員たちでした。

そして、少し時間経ち、年明けに正式なおファーが届いたので、編集委員が出演したのは第4話。今回はそんな「ステージ」編集委員のドラマ撮影の現場をレポートします。

撮影スタート!

シーンごとに日程が変わるため、1月11日は松本さん、18日は小池さん、横山さんの撮影となりました。

松本さんは福祉センターのなかにある喫茶店での撮影。主人公の柚子ちゃん(香里奈)、お母さん(岸本加世子)、ヘルパーの安西さん(紺野まひる)が障害のある人が働く喫茶店に見学しに来るシーンです。そして、松本さんは喫茶店の店員の役です。



メイクさんに髪型を整えてもらいます



ドラマの台本をもった松本さん



見事な演技に監督にもほめられました。やったね!



まずは現場の皆さんと共演者にあいさつ



OKシーンを自分でチェックします



だいぶ緊張している横山さん……。監督さんに演技指導を受けています



最後まで表情が硬かった横山さん



小池さんは余裕の表情

香里奈さんにインタビュー



香里奈

小池さんと横山さんは作業所のバザーのシーン。小池さんは作業所でつくったケーキを売る人の役。横山

さんは甘酒を売る人の役でした。とにかく寒かったこの日。気温はなんと5度。ずっと屋外での撮影でした。

松本さん えへへ。あと、演技はどうやったらうまくなるんですか？ アドバイスください。

香里奈さん 松本さんが思ったとおりに声に出して、動いて演じるのが一番いいと思いますよ。

松本さん 私は身体が思うように動かなくなったり、気分が落ち込んでしまうことがたくさんあるのので、やっぱりストレス発散する方法を自分でも考えています。

香里奈さん うんうん。その方法は何なんですか？

松本さん やっぱり、カラオケです！
香里奈さん カラオケか〜！ 私と同じだ!!

松本さん それでは、あとで共演しますが、私を応援してください。

香里奈さん ……応援します(笑)。

松本さん ありがとうございます。一緒にがんばりましょう。

松本さん どうやったら台詞を憶えるんですか？
香里奈さん 松本さん、台詞は全部完璧に憶えていたじゃないですか。すごかったです。

明日のことを考えて 人生を複雑にしまっている私たち

『Jolie / エイブル』という映画がある。公開されたのは2002年だから、もう旧聞に属する。スペシャルオリンピックス日本委員会代表の細川佳代子氏の企画によって制作されたドキュメンタリー映画で公開時には話題を呼んだので、障害福祉関係者には見た人も多いかもしれない。しかし、私は見る機会を逸していた。過日、衛星放送で放映される機会に出くわし、録画の上でつと見ることができた。そして期待通りに感動させられた。

率直にいうと、「スペシャルオリンピックス」という考え方と運動にはかなりの違和感を覚えていた。長野で2005年に開催された冬季スペシャルオリンピックス大会を実際に見てからそれはさらに強いものになった。長野五輪のスピードスケート会場になったリンクの途中に1周100メートルにも満たない特設コースをつくり、知的障害をもつアスリート（スペシャルオリ

ンピックスでは、出場選手をこう呼ぶのが流儀）が失礼ながら「よたよた」と滑っている。中には、おそらく初めてスケート靴を履いたと思われる「アスリート」も少ないように見えた。極めつけは、その彼らが途上国からの参加者と紹介されたことである。それらの国のどの階層に属している人たちなんだろうと想像せざるを得ない。会場にはアスリートと同じぐらいのいるいはそれ以上の数のボランティアが詰めかけっており、仕事のない人はその子供、だまのようなレースの「応援」ボランティアである。リンクには実況放送が流され、ナレーターは「アスリート」と連呼する。そのアスリートたちの滑る足元がますますおぼつかなく見え、不快感さえもがつのった。

誰のための大会かわからないような「こんな脳天気はもうやめようよ」と心底思ったものだ。しかし、この『エイブル』という映画に登場するのは、そんなスペシャル

オリンピックス1996年世界大会水泳部門に出場していた「アスリート」の中から選ばれたという自閉症のジュンとダウン症のゲンという2人の青年である。映画はこの2人の青年をアメリカ人の普通の家庭にホームステイをさせるという企てから始まる。

アリゾナ州フェニックスに住むキャサリンとマークの夫婦は「ベスト・バディーズ」というボランティア団体に入会してはいるけれど、実際に知的障害をもつ人たちと関わったことはほとんどない。しかし、夫婦は2人の青年との3ヶ月あまりの共同生活を心から楽しむ。映画はそんな4人の姿を丹念に追い続けるのだが、心が温められ何度も目頭が熱くなる。映画にはスペシャルオリンピックスがらみのエピソードもないわけではないが、途中から、それはどうでもよくなってしまふ。映画と登場人物自体がスペシャルオリンピックスのキャンペーンというこの映画の役割を軽々と超えてし



able

まうのだ。

たとえば、ゲンとジュンの佇まいに戸惑いながら、そのあるがままを受け入れていくアメリカ人夫婦は「彼らは与えられたその一瞬を精一杯楽しんで生きようとしている。明日のことを考えて、人生を複雑にしてみましたっている私たち……」に気づき「彼らは、(私が) いい人間になれるようにいろんなことを教えてくれた」ともいう。ホテルでリネンサプライの就労体験をするゲン、地元の高校(普通高校)の特別クラス(＝障害をもつ生徒のためのクラス、ここにはパラレルラーナーという普通クラスから派遣された生徒がいて、障害生徒の学習の補助をする)に編入して友だちを作ることができたジュン。そして、そのことを「誇り」に思うという夫婦。そんな中で、妻のキャサリンがつぶやいた言葉だ。

庄巻は、帰国を目前にした学校最後の日に、つきつきりで世話を焼いてくれたチャドとの別れにジュンが涙を流す場面だ。自閉症の彼はいかにも「泣き慣れていない」

ように見え、溢れる思いとこぼれる涙をどう処理してよいかわからないように戸惑ってさえる。自閉症という障害の切なさがジワリと伝わってきた場面だった。そこでは、自閉症者に関してさまざまな解釈をする「学説」が陳腐なものに色褪せる。また、ほとんど言葉が発することがないジュンが、夫妻が毎晩くりかえす「グッド・ナイト」に、ある夜、突然英語で「グッナイ」とこたえるシーンもあった。キャサリンはそれが嬉しくて夫のマークに抱きついて泣く。そこには「治療」や「療法」で得るものを超える人のつながりという確かさが感じられた。

ゲンもすごい。4人で出かけた旅行先で、写真のとりにくさをやる場面では、カメラを手にするとキャサリンに「Katherine go over there」と英語で立ち位置を指示するのだ。しっかりと英語である。静かにさりげなく起きた奇蹟のような一瞬だった。それにしても、登場するアメリカ人たちのフランクでフレンドリーな態度は、いか

にもアメリカ人らしいと思う。20年ほど前にノースカロライナ州に滞在した時にふとした縁で、自宅に招いてくれ、1週間も居候させてくれたボブとアイリーンの夫婦もそういう人たちだった。

この映画は2001年の春に撮影された。あの9・11の直前である。キャサリンやマークはあの事件をどんなふうを受け取ったのだろう。あれ以来、世界は変わってしまったように思われる。「テロ」という言葉を触媒に、人を傷つけ、殺すことあるいはそれに荷担することも、敵味方の双方にとつて都合よく正当化される世界に変えられた。でも、もし、キャサリンが今でも変わらず明るく優しい眼差しを失わずにいてくれれば、そして、ジュンとゲンが今日も、マイペースではあっても日本のキャサリンたちとともに生きているその瞬間を精一杯に楽しんで暮らしているなら、世界が平和を取り戻すための微かな可能性を信じることができそうだ。映画の感動の後で、ふわーっと、そんな思いが広がった。



ableの会ホームページ
<http://www.film-able.com>

佐藤進

社会福祉法人昴を立ち上げ、何の因果か学長職に、ブログ「カチンコ福祉考(昴のための応援歌)」では映画評を発信。多彩多才。ブログURL
<http://blog.livedoor.jp/pikarinco/>



ルポ・アートな生活 ②

撮影◎角田武 文◎武居智子

大阪市平野区。大和川沿いをゆくと
コンクリート打ちっぱなしのオシャレな建物が見えてきた。
ウッドデッキの陽だまりに隣の田んぼから心地よい風がふく。
デッキに面した吹き抜けのホールにはオープンキッチンがあり、
美味しいそうな匂いが立ちのぼる2階から、時々、アーティストたち
の笑い声が聞こえてくる
——ここは、彼らのためにつくられた“方舟”のようなもの。
ここからいま、それぞれの現代アートをのせた小舟が、
大海へと出航をはじめている。



社会福祉法人 素王会「アトリエ インカーブ」
大阪市平野区瓜破南 1-1-18
◇ <http://incurve.jp>

インカーブ



内野真行さんは家具など細部まで再現した“ぼくの会社”の模型を制作中。
後ろの宇内弘征さんがつくる部屋には窓と扉しかないが、のぞくと壁の様子が全部違っていった。

アーティストたちのはこぶね アトリエ



「カンちゃんわかる?これやねん、この遺跡。三体描いたんやけど」

デッキに続く工作室の机で2m四方の帆布にびっしりと微細な図形を描いていた寺尾勝広さんが、石像の写真を指してスタッフの神谷梢さんに問いかけた。緻密な線画をよくみると鉄骨をつなぎ合わせたような像が浮かびあがる。寺尾さんは父親が亡くなるまで家の鉄工所で溶接工をしていた。絵を描くようになったのは1998年に地元古民家ではじまったアトリエ万代倉庫(無認可福祉作業所)に通いだしから。風景画にはじまり鉄工をモチーフに作品をつくるようになった。「時間?これは2ヶ月くらいやな。来

週にはできるさかい、カンちゃん次の布用意しといてや」

2003年にいまのアトリエインカーブ(指定介護生活事業所)が開設され現在、24名が在籍。2階には吹き抜けを囲むように各自のスペースがある。「描くのにかかった時間?そやな、4年やな」
「さすがにそれはないやろ(笑)」
コブクロのCDをかけてアトリエの仲間を描いていた北池裕一さんは神谷さんに突っ込まれて満足顔。隣で笑う山岡佑多さんは1cm角のマス目を数分かけて丁寧に色鉛筆で塗っている。奥では武田英治さんが消しゴムで消した筆跡の上を白いペンで塗りつぶしてい

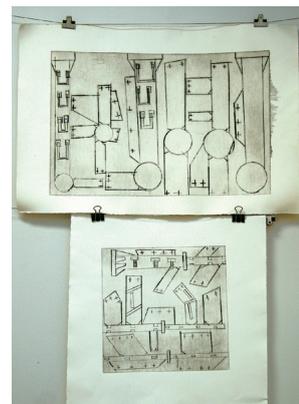
た。広告の文字の一部を書いては消しを繰り返して作品に仕上げていく。

「やつと下描きができたと思うと消してしまふので3、4ヶ月に1枚くらいのペースですね。でも、だからこそ手にしたとき重い。消された筆跡や紙の毛羽立ちから時間の経過が感じられます」
彼らのアトリエを立ち上げたのは空間デザイナーの今中博之さん(44歳)。「描くことを仕事にしたい」と、知的に軽度の障害がある一人の青年から相談を受けたことがきっかけだった。
お前ら凄いの持つてるんやで。僕らよりIQは劣っても、クリエイティブティはずっと高い。お互い一緒に100%や——そう青年を励ませた

のも、自身が教育や訓練を受けていない人がつくる「オール・プリュット(アウトサイダー・アート)」に強い衝撃を受けていたからだ。その数ヶ月前、今中さんは仕事に行き詰まり一ヶ月の休暇をとって旅に出た。「自分は歴史をパッチワークしているに過ぎない」と、独創性の源泉を求め憧れていたコ

ルビジェの建築をみてまわったが、得るものは何もなかった。しかし、南仏で郵便配達員シュヴァルが33年間、石を積み重ねて築いた巨大な墓「理想宮」をみて救われた。「教育を受けた者にオリジナルはない」と思い知らされ、それが彼らのアトリエをつくる決意へとつながった。

◇2008.02.27~04.21 国立新美術館SFT GALLERY(03-6812-9933)にて 躍動的かつカラフルに格闘シーンを描く新木友行さん(写真右上)の 単独展『PUORESUMAN』が開催!



「彼らのクリエイティビティは、私を遙かに超えています。しかし、デザインとして構成力やシステムをつくる力は負けません。だから、彼らの創造性に光を当てるのが僕らの役割。福祉事業でも社会運動でもない。これは、デザイナーに携わる者の仕事だと思っています」

ロコミでアトリエ万代倉庫に集まってきた彼らは、自ら創造性を開花させて次々と作品を生み出していった。しかし、日本にはその能力を認めながらも「障害者アート」という枠を取り払い現代美術として評価する美術関係者は少なかった。仕方なくNYのアウトサイダーアートフェアに出品。すると名高い美術評論家から高い評価を受け、NYタイムズ誌の記事にもなり、ギャラリーに常設されるまでになった。

日本でも今年1月、サントリミュージウム「天保山」で先鋭5人の展覧会を開催。12日間で延べ6千人、エミールガレ展を上回る来場者が訪れた。

アトリエインカーブのスタッフは、13人全員モノづくりの経験者だ。福祉の人は採用していない。

「彼らの制作に手を出すことは簡単。時間も読みやすい。しかし、大事なのは口を出さず、誘導しないこと。一步引いて待つことはしんどいですが、僕らはその「ものづくり」で汗と涙を流してきたからできるんだと思います」

いまアトリエではアート、福祉、教育の横断的プロデュースに努めている。寺尾さんと新木友行さんは金沢美術工芸大学で非常勤講師になった。

「ある日、女子学生が寺尾さんに『鉄ばっかりやって飽きないですか?』と質問したんです。すると彼は『好きやから飽きひん』と答え、その子はボロボロと泣き出しました。『好きだから私の原点です。子どもの頃から好きで続けていたはずなのに、教師の顔色や、入選や、トレンドに捉われ……』と。これが寺尾さんのやった教育です。神様はこうゆう才能も与えはったんです。学生がそれをみつけてくれました」

第一のミッションはアーティストの生活基盤を築くこと。スタッフはグッズを制作し収益は24分の1で分ける。一方、作品の利益は必要経費を除いて、全額作者へ。給料に数十倍の差があるが「公正な評価」を重視している。

「そうでなければ多様性は生まれません。僕より能力があるのに給料が少ないのはおかしいことです」

その公正な評価を生む基盤をつくるには、公的な保障と企業の育成努力が必要と今中さんは考えている。

スタッフ全員の夢は24のアトリエ。「彼らが雇用主になって僕らが食べさせてもらうのが理想。それが24人分できたら最高ですね!」

高齢化社会が猛烈な勢いで進み、
累積債務も国家全体で800兆円を超える。
そんな状況に陥っているのだから、
障害者福祉に回せる予算も限られている……。

そう言われてきたが、はたしてそう
なのか。福祉の枠の中で予算を見ると、
確かに前年よりも増額されてはいる。し
かし、もっと抜本的に国家予算を見直
す必要はないのだろうか。

たとえば、道路特定財源のことであ
る。テロ特措法の次はガソリン税の暫
定税率をめぐる攻防が国会を熱くさせ
ている。この国には本当に障害者福祉
に回す予算がないのだろうか。

食い物にされてきた ガソリン税

道路特定財源は、戦後立ち遅れた道路
整備を自動車利用者の負担で進める目
的で1954年に創設された税金のこ
とである。揮発油（ガソリン）税、自
動車重量税などの国税、地方道路譲与
税や自動車取得税など地方税の計8種
類がある。

74年からは、揮発油税などに本来の
税率より高い「暫定税率」が適用され
ている。揮発油税では、本来の税率より
も1リットル当たり24・3円高く、暫

定といえながら本格的に論議されるこ
ともなく期限が切れるたびに継続され、
私たちは30年以上も高い税金を払わさ
れてきたのだ。揮発油税の一部は、地
方道路整備臨時交付金として県や市町
村に支払われており、公共事業をめぐ
る国による地方支配、道路族議員の跋
扈を招いている根源といわれている。

それにしても1リットル当たり
24・3円も余分に税金を払ってきたこ
とをどだけの人が自覚してきたのだ
ろうか。私たちが払ってきた税金はせつ
せと道路建設に使われてきたのである。
道路や橋梁などの公共工事には談合が
つきものであることはこの数年の間に
摘発された官製談合事件を見ればよく
わかる。私たちが払った税金の何割か
は余分に建設業者に吸い上げられてき
たのであり、さらにその一部は政治献
金として道路族議員などに回っていた
のだ。

また、ガソリン税などの道路特定財
源を原資にする特別会計から国土交通
省がレクリエーション費を支出して

この国の福祉は どこへ……

野沢和弘

いたことも最近になって発覚した。野球のクラブ代や宿舍建設費だけでなく、職員の健康管理費と称して、マッサージチェアを01年度までに23台購入、ラオケセットまでも購入していたのである。マッサージチェアの購入は福利厚生の一環で、全国の職員向けに健康管理費として支出した。社会保険庁の職員が国民から集めた年金財源でマッサージ機を購入していたことが批判を集めたが、ここでも私たちの税金が無駄遣いされていた。

先送り、腰砕けの政権ばかり

そんなことにガソリン税が使われているのであれば、もっと障害者福祉に税金を回してもらいたいものである。「聖域なき構造改革」を標榜していた小泉政権は、道路特定財源の用途を道路建設に特定せず、一般財源化することを約束したが、郵政民営化で見せた執念は道路ではほとんど見せないまま政権の幕を引いた。

後を受けた安倍政権も道路特定財源問題は一般財源化することを打ち出したものの大したことはしないまま、政権そのものを投げ出してしまった。

福田政権とはいえ、この道路特定

財源を10年間維持し、国土交通省が方針として出した10年で59兆円を投じての道路建設をほぼ丸のみしようとしている。道路族のドンと目される古賀誠・自民党選挙対策委員長は、福田政権で復権し精力的に地方を行脚してきた。講演では「道路族といわれることを誇りに思う。どんな非難を受けても結構だ。必要な道路は造り続けていきたい」などと力説しているという。

一方、ガソリンの高騰を受けて民主党は暫定措置をやめて、本来の税率に戻すべきだと主張している。道路建設や談合による建設業者の焼け太りや政治献金に使われるのであれば、そんな税金は払わずに消費者に返せというのだ。

暫定税率を廃止してガソリンを値下げする、というのは消費者にとってはおいしい話に思えるかもしれないが、地方を見ると不安は高じてくる。

たとえば、岩手県の場合、暫定税率が廃止になると国からの道路整備のための交付金がなくなり、18年度決算ベースで県は183億円、市町村は117億円の減収となる。4億3800万円の減収となる宮古市の場合、土木道路整備費の46・7%を暫定税率分や交付金に依存している。土木道路整備費のうち3億3000万円が道路や老朽化し

た橋の補修など義務的経費で、市当局は仮に廃止となれば、他の一般財源から必要最低限の道路建設費を捻出することを示唆しており、福祉や教育などの予算がおりで削られる恐れがあるという。

これでは福祉に予算は回ってこない

おかしなことはもつとある。トラック業界の社団法人「全日本トラック協会」と各地のトラック協会が、都道府県の補助金「運輸事業振興助成交付金」を財源として基金を積み立て、その残高が06年度末現在で、約1200億円に達するという。巨額の基金があるのに、交付金の支出は全国で年間約180億円に上り、毎年多額の税金が投入され続けているのだ。

収入の約9割を交付金に依存している同協会は、制度の延長や道路特定財源の一般財源化反対について、自民党議員でつくるトラック輸送振興議員連盟の役員らに陳情を続けている。協会の役員が代表を務める政治団体「道路運送経営研究会」が04・06年、議員連盟メンバーら約70人に提供した寄付やパーティー券購入代金などは1億円を超えている。

暫定税率部分も含めて一般財源化し、福祉や医療などにも使えるようにすべきではないか。道路については、必要性を精査し、そのうえで一般財源から建設費を支出すればいいだけのことはないか。

つまり、ガソリンや軽油の税率を2倍にして私たちから税金をたくさんとり、せつせと道路をつくって建設業者は太ってきた。その一方でトラック輸送業者には税率が高くなって大変だから都道府県がお金を補ってんできた。補てんされたお金は積み立てられ、その一部が自民党議員に献金として回っていた……ということなのだ。これでは福祉に予算が回ってこないわけだ。

もう一度確認したい。道路特定財源の見直しが論議されているのは、必要性が高いとも思えない道路をいつまでもつくり続けているのかという問題についてである。財政が厳しく、国民生活に不可欠な分野にも十分な手立てが打てない。それにもかかわらず、道路だけは特別扱いというのはおかしいではないかということだ。暫定税率を廃止してガソリンを値下げすればいいというものではない。この国の福祉のことを真剣に考える人はいないのか。この国の福祉はどこへ行くのか。

編集後記

「ぼんだJ」6000部の発送業務はオフィスウイング(横浜、NPO法人PDDサポートセンター グリーンフォレスト)が一手に引き受けてくれました。高機能広汎性発達障害の方たちの地域活動支援センター。さすがにこんなに大量で過密で混乱気味? の注文は初めてだそう。「名簿はアレとコレとソレを作ってください」「封筒はお洒落な透明ビニールにして」etc.etc.でも担当のSさんはいつも冷静。「えっと、mさんがおっしゃりたいことを整理しますとこういことですね」。(・あっそういうことです、はい。さすがPDD支援のプロ。いつも構造化してもらっています)。(M.H)

取材で福祉の現場で働く20代の人たちに会う機会に恵まれました。みんな礼儀正しく、それでいて話していて楽しくなる魅力的な人ばかりでした。仕事に対する情熱や自負が「ひしひし」というより「イイ感じ」に伝わってくるのです。たぶん取材に訪れた私にもケアしている障害者の人たちにも同じ態度で接しているんだらうな、と思わせるような自然体でした。福祉現場に若い人たちがたくさんいることに頼もしさを感じると同時に、ぜひ長く働き続けてほしいと心から思います。彼女いない歴?年のIさん、仕事を理解してくれるダンナさんじゃなきゃ結婚しない、と宣言していたOさん。明日の福祉を支えるために、公私ともに辛いことを祈ります。(A.O)

「ぼんだJ」を春まで毎月発行することにしたものの、これは大変なことです。専従の編集担当もおらず、忙しい仕事をしている人たちが企画を立て、取材し、原稿を依頼し、直しが入り、原稿をくれない人に催促し、編集作業をし……。だれかお助けを~(K.N)

1号取材の帰り、見送ってくれた米田さんが駅前ですぐ温かい缶コーヒーを買ってくれました。2号取材では偶然おもてで会った新木さんが事務所へ案内してくれました。「東京、ゆき(ジェスチャー入り)で ふりました?(すべるポーズで)?...(OK)?...!(よかった~の笑顔)」。知的に障害があるって何なのか...まったくわからなくなりました。けれど「ぼんだJ」の目を通して護るべき人の価値が見えてきたような気がします(T.T)

次号予告

PandA-J(3号)は、さらにパワーアップして成年後見と権利擁護に必見の情報をお届けします。主な内容は次の通りです。ご期待ください。

○特集……………成年後見

「必殺・後见人、プロの仕事します!」

◎成年後見専門の社会福祉士インタビュー

◎ルポ・後见人養成講座

◎親の会がつくった成年後見NPO

- よくわかる!親のためのテキスト
- 育成会プロジェクトNEWS
- 誰にも聞けない成年後見の疑問に答えます

○特集……………権利擁護

「徹底検証・札幌三丁目食堂事件」

◎座談会・弁護士は障害者を救えるか

- 警察が頼りになった実話
- 日本の動き
- 世界の動き
- 障害者の事件・裁判NEWS
- 知的障害者の判例百選
- 親図鑑
- きょうだいのホンネ
- ある行政マンのひとりごと
- ヒット商品をつくる! —キリンビール研修 in 日本財団
- 映画の中の障害者
- アートな生活
- この国の福祉はどこへ



権利擁護・成年後見情報誌 PandA-J

発行日 平成20年2月29日
発行責任者 松井美弥子
編集長 野沢和弘
編集委員 堀江まゆみ 大石剛一郎 杉浦ひとみ
関哉直人 太田敦子
編集協力 角田武 武居智子
デザイン 富樫茂美 小林絵美 百瀬智恵
タクトデザイン事務所

編集部・問い合わせ先

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830
白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付
PandA-J 編集部
TEL・FAX 042-344-1889
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp

平成19年度厚生労働省障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)
「知的障害者の親の会による権利擁護・成年後見制度活用と情報・文化発信ネットワークの構築」

事業実施機関 全国育成会ネットワーク

委員長 松井美弥子
委員 野沢和弘 堀江まゆみ 戸枝陽基 長霞千恵子 吉川かおり
事務局 〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内2階
財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会 気付「全国育成会ネットワーク」事務局
TEL 078-242-4644 FAX 078-242-4069
Mail h-ikusei@circus.ocn.ne.jp

©PandA-J 本誌の無断転載・複製はお断りいたします。
*乱丁・落丁はお取り替えいたします。

知的障害者の権利をみんなで護る社会をめざして
成年後見・権利擁護の情報誌



「Panda-J」（ぱんだJ）は本屋さんでは売っていません。全日本手をつなぐ育成会から発行しているのでもありません。厚生労働省の平成19年度障害保健福祉推進事業として、全国育成会ネットワークが受託した「権利擁護・成年後見プロジェクト」の中で作成しました。

障害者自立支援法はある意味で、障害者を「福祉」から旅立た（自立さ）せることを目指した法律です。障害者も親も、既存の「福祉」のイメージを壊し、社会に向かって目を見開いて歩み出さねばなりません。

障害者福祉の世界でかつてない情報誌を目指して作ったのが「Panda-J」です。多くの人々に見せてください。読んでみてください。あなたの障害者福祉に抱いていた既存概念が崩れるはずです。

「Panda-J」のご購読をご希望の方は、下記の編集部へお申し込みください。購読希望が多数のため、2008年4月以降に増刷しますので、購読を希望する方はあらかじめお申し込みください（冊子800円、郵送料100円、発送委託費100円になります）。

知的障害の親のための ハンドブック



だれでもわかる、すぐに役立つ知的障害者の親向けの成年後見ハンドブックを作成しました。今年度、全国育成会ネットワークでは、全国8地域で「知的障害の親のための成年後見ワークショップ」を実施します。その参考資料としてのハンドブックです。

成年後見のことを説明したパンフレットや書籍はたくさんあります。しかし、高齢者の成年後見のことを主に説明してあったり、成年後見について研究したり学ぶ教科書のようなものだったりするものがほとんどです。知的障害の成年後見のために書かれたもの、親向けにわかりやすく書かれたものはほとんどありません。

このハンドブックはA5版36ページ。専門的な知識がない人にもわかるように書かれています。

お読みにになりたい方や研修にお使いになりたい方は、下記の編集部へお申し込みください。2008年3月までは冊子・送料ともに無料です。各地の育成会など必要な部数をお知らせ下さい。増刷してお送りしています。なお、2008年4月からは、1冊100円になります（1件につき郵送料・委託料100円をご負担下さい）。

申込先

名前、送付先、電話番号、Mailアドレス、希望の冊子タイトルおよび冊数を明記の上、FAX、メール、ハガキにてお申し込み下さい。

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830 白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付
Panda-J 編集部 FAX 042-344-1889 Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp



PandA-J Gallery

『キツネバッテリー/Fox Battery』 寺井良介 アトリエ インカーブ所属
紙にペン、色鉛筆 / pen and colored pencil on paper 2007

色鉛筆で力強く描かれ、擬人化されたキツネのピッチャーはどんな魔球を投げるのか。一見淡々とした画面構成のようだが、随所に野球に対する愛着が感じられ、みる者をファンタジックな想像の球場に連れて行ってくれる。

プロフィール: Ryosuke Terai
1985年生まれ。根っからの野球少年。作品テーマはもちろん野球。まるで監督がスターティングメンバーを決め、サインをだすように、作品の中で「選手」が活躍する場面を思いめぐらせている。